

## 第 5 回

# 全国自治体議会改革推進シンポジウム

日時 平成 21 年 4 月 10 日 (金) 午後 1 時 15 分 ~ 4 時 45 分

場所 三重県総合文化センター 中ホール

---

1. 開会	1
2. 主催者挨拶	1
三重県議会議長 三重県議会議会改革推進会議会長 萩野 虔一	
3. 来賓挨拶	2
三重県知事 野呂 昭彦 氏	
4. 基調講演 「二元代表制における自治体議会の役割」	5
慶應義塾大学総合政策学部教授 浅野 史郎 氏	
5. パネルディスカッションと会場と意見交換	22
コーディネーター	
慶應義塾大学総合政策学部教授 浅野 史郎 氏	
パネリスト	
山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭 氏	
会津若松市議会広報広聴委員会委員長 小林 作一 氏	
栗山町議会議長 橋場 利勝 氏	
三重県議会議長 萩野 虔一	
6. 閉会挨拶	60
三重県議会副議長 岩田 隆嘉	

## 1. 開会

司会（小野） 大変長らくお待たせいたしました。

本日は、全国自治体議会改革推進シンポジウムに全国から多数お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから三重県議会と三重県議会議会改革推進会議の主催によります「第5回全国自治体議会改革推進シンポジウム」を開催いたします。（拍手）

私は、本日の司会を務めます三重県議会事務局の小野明子と申します。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

## 2. 主催者挨拶

**三重県議会議長 萩野 虔一**

司会 それでは、主催者を代表いたしまして、三重県議会議長の萩野虔一がごあいさつ申し上げます。（拍手）

萩野三重県議会議長 三重県議会で議長を務めさせていただいております萩野虔一と申します。

本日は北海道議会の皆さん、沖縄県議会の皆さんを初め、全国各地からこのように大勢の皆さんにご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。主催者を代表いたしまして心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

地方分権の推進に伴いまして、自治体の権限が拡大していく中で、自治体議会は行政の監視機能を高めるとともに、自治運営の基本ルールの策定や重要な政策立案において指導性を発揮していくことが求められておりますし、現下の大変厳しい経済状況の中で、住民本位の、その住民の声を反映した政策立案機能の強化が今一層求められているところでございます。

三重県議会は議会改革に取り組む中で、全国の同じような志をする議会と連携、交流を深めたいという思いもございまして、平成17年に四日市で第1回のこのようなシンポジウムを開催させていただきました。2回目は東京、3回目はこの津で、そして昨年、第4回目は桑名市で開催をさせていただき、今回5回目をこのような形で開催させていただくということは、本当に皆さんのご協力のおかげだと思っております。本当にありがとうございます。

また、本日パネリストでお越しいただいております北海道の栗山町議会が平成18年に議会基本条例を策定いたしました。それから3年がたっておりまして、今全国54の自治体議会で議会基本条例が策定されておりますし、今それを準備し検討しているという議会が数多くあるということもお聞きしているところでございます。

三重県議会では平成7年、1995年から、当時の議長を中心にして議会改革に取り組んできたわけですが、その集大成として、私どもも平成18年に議会基本条例を策定をしたとこ

ろでございます。県議会みずからが議会活動全般にわたって、その基本となる理念や方向を定めたものでございます。条例の制定後、定例会の会期等の見直しを行いました。年4回から昨年からは年2回の定例会にしているところでございますし、また委員会での審査や調査を充実するための公聴会の開催や、参考人の招致、議員間討議の充実、議会独自の政策提言と政策立案を強化するための検討会、また調査機関としての財政問題調査会などを設置するなど、さらなる議会改革に取り組んでいるところでございます。

しかし、もっとより質の高い議会改革に取り組むためには、その議会改革は議会の評価や新たな示唆が今必要だと思っているところでございまして、そのために議会基本条例に基づく、附属機関をこの3月23日の三重県議会本会議で議決をし、条例の制定をいたしたところでございます。今後は議会基本条例の制定が自治体議会の役割にどのような具体的な効果をもたらすものか、また、課題はどのようなものがあるのかを考える時期に来ているのではないかと考えています。いわば、量的な改革から質的な改革に移行していく、そういう時期に私どもは来たのではないかと考えているところでございます。

本日のシンポジウムでは、今前座といったらおかしいんですが、前ふりをやっていただきました前宮城県知事の慶応大学教授の浅野史郎先生と呼ばなければいけないんですが、先生を初め、山梨学院大学法学部教授の江藤先生、そして、会津若松市議会広報広聴委員会委員長の小林作一様、栗山町議会議長の橋場利勝様をお迎えし、私も加えていただきまして、一緒に分権時代の自治体議会の在り方ということでシンポジウムを開催をさせていただきたく予定でございまして。

本日のこのシンポジウムが今日、本当にこのように大勢お集まりいただきました皆さんに、一つの有意義な会になることを、心から祈念をいたしまして、意を尽くしませんけれども、主催者を代表してのあいさつとかえさせていただきます。本日は本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

### 3. 来賓祝辞

#### 三重県知事 野呂 昭彦 氏

司会 続きまして、三重県知事野呂昭彦様よりご祝辞を賜りたいと存じます。

野呂三重県知事 今日皆さんには三重の方へ、全国から大勢お出でをいただいております。心からご歓迎を申し上げます。そして、今日はそれぞれ都道府県なり、あるいは市町村の議会の方で皆さんには住民福祉の向上、あるいは今日のテーマでもあります議会改革に大変ご尽力をいただいております。心から敬意を表する次第でございます。

今は、なかなか課題が山積する大変な状況の時です。とりわけ今回の経済危機、本当にそれぞれの地区におかれても、しっかりご苦労されながら取り組んでおられることだろうと思います。

三重県も平成20年度前半ぐらいまで含めて数年間、多分平均すれば実質経済成長率は日本一高い、府県の中では一番成長してきた府県だったと思っております。それだけに昨年の秋以降は急激な降下、本当に垂直に降下していくような状況で、三重県内も今実体経済が本当に大変で、国あるいは市・町と、三重県にはもう村がなくなりましたので、市・町と連携しながら、緊急の対策をやっておるといところでございます。

しかし、この経済危機の破綻をもたらした大元との政策はすでに、これまで我が国についても大きな影響を与えてきたところでございます。世の中は本当にひずみ、あるいは格差問題、ワーキングプアという言葉もよく使われました。そして、地方は疲弊し、一番、県民生活にとっても大事なセーフティーネットまで壊れてきた。今医療崩壊が随分言われておりますけれども、これもそういった時代の流れの中で起こってきたところでございます。そういう意味では今回の経済危機、経済破綻が、これまでの政策全体の見直し議論に結びついていくというのは当然のことです。

三重県におきましては、やはり大変格差問題、ひずみがどんどん出てくる状況の中で、これまでの政策のありようを見直していこうということで、平成17年から文化ということに着目をいたしまして、文化といっても、これはウェイ・オブ・ライフという、大変大きな広い意味での文化であります。そして、人は周りの人にいろいろな意味での感化を与えていきますし、それからすばらしい地域というものは人を魅了し、引きつける力を持っております。そういう意味で人間力とか、あるいは地域力を、創造力を持って磨きながら、しっかり三重県の県人としての生きざまを高めていこう、文化力を高めていこうという政策を、ぜひ経済だけではない物差しとして、あらゆる政策に使っていこうということでやってまいりました。

平成18年には文化力指針というツールを開発をいたしまして、そしてすべての政策を見直しをしまして、平成19年、総合計画の第2次実施計画、我々は戦略計画と呼んでおりますけれども、第2次戦略計画からその実施をしてきておるところであります。ちょうど今日のような状況になって、私どもとしては、先行してそういった取組をさせていただいてきた、まさに三重県の取組も世直しモデルとして、これからの政策のあり方というものを、一つの三重県の事例として発信をしていくものであるというふうに思っております。

今年是全国知事会がこの三重県で開催をされます。これにおいても、これまでの政策のいろんな意味での転換が議論されつつあります。中福祉・中負担であるとか、いろいろなことが言われておりますけれども、少なくとも私ども地方自治の立場からいけば、住民に一番近い立場から、この国のあるべき姿がどういう姿であるのがいいのか、このことをしっかり我々も国に対して議論をしていかなければなりません。今年の三重県の全国知事会はそういう意味の発信をしていく、そういう議論のスタートになるような全国知事会にしていきたいものだと考えております。そして、地方6団体、連携して、しっかり

この国のあり方を地方から発信をしていきたいものだと、こういうふうに思っております。

いろいろ課題が山積しておる中でありますから、私たち、行政側もしっかりその行政能力を高めていく必要があります。しかし、あわせて二元代表ということからいけば、議会がまたその議会としての能力を高めていく、これは欠くことのできないことでございます。そういう意味では、私も三重県におきましては三重県議会、先程、議長のごあいさつがありましたけれども、大変これまでも先進的にいろんな取り組みをやってきたところでございます。議会基本条例、そして昨年からは定例会の年2回制ということになりました。

先程のこの幕の内側で、今日講師としてお見えになっています浅野さんとお話をしましたら、なかなか大変でしょうとこういうお話であります。私も実はかつて国会議員として議員の生活、議員の経験があります。それだけに私は県議会のやられておることについては、できるだけ前向きにしっかり受け止めたいと思って対応してきました。しかし一方では、私はやはり行政側の長として、コンプライアンスの問題、これはぜひお守りをいただきたいということを言っております。今の地方自治法は本来これからの地方分権の時代を迎えるというときに、法として、もう時代に合わなくなってきておるということは、これは大いに言えることだと思います。したがって、地方自治法を初め、この地方自治を取り巻く諸法令を変えていく、こういうしっかりした働きかけをやっていくということ、これも大事であります。しかし、現にある法律はそれはそれとして、コンプライアンスの問題も考えていかなければならない。

それで、議会の悩みは多分いろいろやっていく中で、その法のぎりぎりのところに、今差しかかっているわけでありまして。地方自治法を早く変えなきゃいかんということとあわせて、しかし、今ある法律の中でぎりぎりやっておるという状況の中で、いろいろと苦心され、努力をされておるものだというふうに思います。私としてはぜひ三重県の県政を、さらに一層県民のために前進をさせていくために、我々行政側と議会が車の両輪となって、しっかり住民に向き合いながら、その改革を前進をさせていく、このことが大変大事であろうかと思っております。

今日は全国からこのシンポジウムにお出でをいただいておりますけれども、どうぞそれぞれの自治体におかれても、今日のシンポジウムが大変大きな成果が上がったものとなりますように、皆様方の一層のご尽力を心から祈念を申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

どうも皆さん本当にお越しをいただきまして、ありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございました。

三重県知事野呂昭彦様よりご祝辞をちょうだいいたしました。

それでは、ここで本日のプログラムについてご説明いたします。

本日は2部構成で予定しております。まず、第1部は慶應義塾大学総合政策学部教授の浅野史郎先生に、二元代表制における自治体議会の役割というテーマで基調講演をお願いしています。講演の後、約

15分間の休憩を挟みまして、第2部は議会基本条例の意義と課題について、パネルディスカッションを行います。ここでも浅野先生に再度コーディネーターというご立場でご登場いただきます。その後、会場の皆様と意見交換も予定しております。その後、閉会あいさつの後、5時からレセプションルームにおきまして交流会も予定しております。

#### 4. 基調講演 「二元代表制における自治体議会の役割」

慶應義塾大学総合政策学部教授 浅野 史郎 氏

司会 それでは、皆様大変長らくお待たせしました。先程、前座でもご登場いただきました浅野先生に基調講演をいただきます。本日も講演いただきます浅野先生は前宮城県知事で、現在慶應義塾大学総合政策学部教授でいらっしゃいます。先生のご経歴などはシンポジウムのリーフレットに掲載しておりますので、どうぞご覧ください。本日は二元代表制における自治体議会の役割と題しまして、ご講演をいただきます。それでは、浅野先生、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

浅野史郎氏 ということで、2時半までです。ですから、今から57分20秒ですけども、私、どこでも2時半といったら2時半ぴったりに終わるんです。ゼロゼロ秒で終わります。何でそんなにぴったり終わるんですかと聞かれますけれども、簡単なんです、時間が来たらやめればいいんですね。議会でも守りましょう。というふうなことで、今日はこんなに大勢の方、さっき聞いたら去年の片山善博先生のときよりも20人多いということで、すごく自尊心が満足されている状況でございます。

二元代表制ということでお話するわけですけども、私も議会というのは実際経験した方ですね、攻められる側として。宮城県知事として、3期12年やってきました。そのときの経験談から議会というのはこんなもんなのかということ、まず最初にお話をして、それから2番目に、じゃどうあるべきかと。今は知事をやめて、皆さんのお話とか、三重県議会の動きみたいなものを聞きながら、どうしたらいいのか、どうあるべきかということをお話をして、それからちょっとだけ地方分権時代における議会ということで、何が変わるのかというようなことをちょっとだけお話を、最後に時間があるかなと思いつつ、じゃあ、一人一人の議員はどういうふうな役割を果たすべきか、どういうふうに変わっていくべきかというようなことを、ちょっとお話を、こんな議題で話したことは初めてなんで、どれぐらいで終わるかどうかわかりませんが、やってみます。

私は平成5年の1993年の9月21日に、ふるさと宮城県の知事に就任をしたわけですけども、それまで、北海道庁に行っていたことがありまして、まだペーパーのころに。北海道議会というのもちょっと知っていましたが、実際に県議会というか、そういうところに対応するのは初めてだったわけですね。

実は私は知事になる前に、県議会なるところを少しばかにしていました。ろくなことないだろうと、ろくなやついないだろうと。すぐにそれは改めました。あっ、すごいと、素晴らしいと。もともと期待水準が低かったということがあるのかもしれないけれども、しかしそれを、はるかに上回る、本当にはるかに上回る、結構まともなんだ、まじめなんだ、正直なところそう思いました。

宮城県議会の中でいろいろありました。確かに63人も議員さんがいますから、議員さん一人一人でいうと、立派な人、立派な人を固有名詞で上げていくと、両手で余るぐらい、いらっしやいました。残りは立派でないという意味ですか。そういうふうにもとれますね。3人捕まりましたから、実は。私のやっているときに、それぞれ談合ですね。そういう人もいましたけれども、それはどこの世界においても、そういうふうな感じですけども、私の期待以上にちゃんと話が通じるなみたいなことがありました。

ただ、私の場合、選挙というのがあります。選挙では基本的に当時63人いて、私が最初の選挙のときに、一応支援を受けるという側に回った議員は5人ぐらいしかいなかったんです。ずっと3期12年の間、最大会派であった自民党というのは全部私の、どっちかといったら、あちら側の方ということでやってきたんで、大変緊張感のある、つまり総与党制みたいなことで、みんなで担ぐというような知事でない存在であった。

これは、私にとって大変よかった。心地よかったと思います。後からも言いますけれども、議員提案の条例がたくさんできた、10年間での数でいうと、日本一が宮城県議会、2番目が三重県議会と。すごくここで、また自尊心が、僕は議員じゃありませんけれども。三重県と宮城県の議会がそういうふうにトップ、2番目。共通点は何かという、当時の知事が議会から嫌われていたという共通点がある。三重県はよくわかりませんが、それは。私の場合には。

だから、嫌われていたというの、実はこれ嫌われ方が大事だと思うんですけども、あいつだけ目立ってと。私はご存じのように、これですから。改革派知事とかと言われていましたけれども、それは47人の知事、みんな改革派なんです。ただ口のうまいのだけが目立ってしまうということなんで、私は目立ったわけですが、それは県議会とするとあまりおもしろくないと。だったら、おれたちも目立とうということで議員提案になった。という意味ではライバル関係は足の引っ張り合い関係じゃなくて、切磋琢磨関係にあったということだと思います。

そういう意味で、必ずしも議員の大多数、多数派とお友達ではなかったという関係はよかったんじゃないかというふうに思っています。ただ、これまた、そういう状況で考えられるのは結構いい関係なんです。そんなにぎしぎし敵対関係じゃないんですよ。そこがもう一つの問題点です。つまり私でさえというふうに言ったらいいのかもしれないけれども、与党ばねがあるんです、議員さんには。与党ばねがあります。それはどういうことかという、これは最後の方で話す議

員の位置づけ、役割みたいなもの、自分の自己認識として、議員は何のためにやっているのかというようにときに、かなり多くは選挙区の限られたというか、区切られたその人たちに、はっきり言えば、ほかの選挙区の人たちははともかく、この人たちだけにはより幸せになってもらうためのパイプ役を任ずるとというのが、かなり大きいということを私も認識しました。

だから、特に選挙なんかのときに、こういう事業を持ってきたとか、こういう影響力を行使してここが幸せになった、この道路ができたのもおれのおかげだみたいなことを言う。そのためにパイプとしての力、そのパイプの長さとか本数とか、太さとかというのを競う。パイプの先はどこにつながっているかということ、これは宮城県庁というところにつながっているわけですね、行政の方の。そのトップは誰か、知事なんですよ。

そうすると、そのパイプの先でつながっているところとお友達関係になっていなければ、そのパイプはつまってしまうというか、流れませんから。どうしても浅野は、個人的にも政治的にも嫌いだけれども、どうしてもそこは仲よくしておかなくちゃいけないというふうに働くというのは、あまり好かれていなかった私でさえ感じていたというくらいに、これは一つの問題点としてはあると思うんです。黙っていても与党ばねというのが働くということですよね。

ただ、その中でも幾つか象徴的なことがありました。一番最初に僕が知事になってやったのが宮城保健医療福祉中核施設群構想の見直しということなんですね。250億か300億ぐらいの計画で、それはもう計画ができていて、宮城県議会も了承して、ほとんど動きかけていたという、その保健医療福祉中核施設群構想、中身は言うのはやめましょう。中身に問題があると思ったから私はやめと言ったんだけど。知事になってすぐの段階で、半年ぐらいかなんかですね、これストップと、見直すということをしたときに、かなり大混乱になりました。

ただ、これは別な観点からいうと、知事の権力の中で結構大きいと思ったのは、何か新しいことをやろうということよりも、流れているやつをやめるとするのは結構強い権力ね、これ。特にやめるといって、誰が何といってもやめると言ったら、これやめるんです。やめるといって、止まっちゃうんです。誰がなんといったらやるといって、予算も必要だし、制度も必要だし、いろいろな妨害が入ったりして、やるというようなことをやりとげるのは難しいんだけど、やめるといってのは絶対やめるから、これ。動かなきゃいいんだから。というようなことも思いました。

そんなことで県議会から、大分やられたということが最初の経験だったんですけども、逆がありました。逆が、県の共済関係の会館、勾当台会館というのが固有名詞ですけども、勾当台会館というのがもう古くなったということで全面改築で新しく建てると。その改築問題があったときに、予算にはその調査費も入れていましたし、執行もしていたんですけども、実際にそれをやるという段階になったら、県議会がこれおかしいということになって、予算審議でもめました。そして、それを結

局修正して予算を出すということになって、これは県議会の意見、イニシチブによって、動いている計画をとめるということ。私の本にも振り返って書いてありますけれども、これはやはり自分の反省もあって、これを進めるに当たって、必ずしも情報公開していなかったとか、説明責任が果たされていなかったとか、また客観情勢からいって、こんな金のかかることをやっているのかというようなことを、もう一回思い知らされて、県議会の言うことはもっともだって、ごめんなさいということで、直したということがありました。

あと、結構これはすごかったのは平成12年の9月議会だったと思いますけれども、ご存じの方はご存じかもしれませんが、私は警察とけんかしたわけですよ。これは最終的には警察の犯罪捜査報償費という、捜査のときに協力してくれたら、はい、1万円、はい、3万円とかという、渡すという予算は実は使われていないと。協力者というのは実は架空であると、裏金に使われていたと、すごいことを言っているわけですがけれども、そういうことをやって対立したんですけれども、その前です。その前に平成12年のそのころに、宮城県の情報公開条例の改正というのがありました。それまでは、情報公開条例の対象実施機関は県庁だけだったんですけれども、それに議会と警察、これを入れるというときに、警察の文書についての情報公開の開示のルールをどうするかというときに、警察の文書だけは普通の県庁の文書と違うような規定の仕方をするということでもめたんです。私はある程度、警察の文書として考慮はしてあげるけれども、警察の方ではその案では満足しないで、いわゆる実施機関の一時裁量権というか、簡単に言えば、警察本部長がこれは見せられないと言ったら見せられないんだということで、ほとんど通ってしまうというような条例案の方を求めたんです。だめだと言って、私の案を、知事の案を県議会に出しました。そのときの事前に県警本部長とやりとりしますよね。それは提案権は知事にありますから、それはしようがないんだけれども、そのときに、簡単に言うと捨てぜりふを県警本部長は私に言って、その部屋を去っていきました。県議会がありますからと言ってですね。それで、実際には議論がこうなって、最後の方で県議会の案、知事の情報公開条例案と別に、県議会は多数派なんですね、自民党を中心とした、多数派案というのが出されたんです。それは県警の言い分をそのまま認めるような案になっていました。それが過半数をとって、通っちゃったんです。

そこで実は僕も知らなかったんだけれども、知恵というか詳しいのがいて、知事、そういうときには再議権の行使というのができるんですよ。僕は知らなかったんです、そんなことは。再議権の行使というのは、それも再議権の行使というのはご存じだと思いますけれども、そういうふうにして一たん通った議会の決定に対して、知事が再議権を行使するということになると、いわば拒否権ですよ、もう一回3分の2でオーバーライドするというか、3分の2以上の、もう一回再議決でやられたら、これは議会の案が通ってしまうけれども、それ以下だったら、それは否決ということになるという、それが再議権の行使ということなんですね。これもおもしろかった。知事、そのときは、可決されたら、即議長に黙って紙を渡してくださいと言われたんです。これ再議権行使するというのは、何で黙ってと、は

い、議長といってやったら、これは議会運営委員会にかけなくちゃいけないんだ、新しいアジェンダになるから。それやらないで、黙って紙渡してくださいと。黙って紙渡せば、それでいいのかと、今でも疑問ですけども。そうしたら通っちゃったんですけども、それはそれで。実際にもう一回、再議決したならば、3分の2に2票かな、足らなかったんです。それで拒否権になっちゃった。というようなこともあったり、結構議会との関係ではエキサイティングなことがありました。

実は今の問題でもう一つあります。それは知事と県警本部長と、どっちが偉いんだという話ですね。これは皆さんご存じのとおり、県警本部長というのは私の人事権のもとにいません。これは慶応の授業でこれをやったら、あれ、何でそうできないんですかと、学生から質問があって、それいい質問だねと。県警本部長は実は国家公務員なんですと。国家公安委員会によって任命されているわけですから、知事の任命じゃないんで、だから知事と県警本部長が議会を挟んでというか、やりあってという場面がありました。

それから副知事の人事案件が2回にわたって否決されたということもありました。県議会の持っている、ある意味での権力というのが発揮された例ですね。いずれも今の例を全部挙げて、私はすんなり認めました、すんなり認めたというか、気持ちの上でも。副知事の人事案件を否決されたときも、1回で諦めないで、もう一回次の議会でも出して、だめだったら。これは議会在がちゃんと判断して、人事案件の承認というのは議会の中にあるんですから、それでちゃんと正当に否決されたんだから、悔しいけれども、残念だけれども、仕方がないというふうに思いました。

そんなことと、あと、今もちょこちょこありますけれども、チェック機関だということがあるんですね。議会はチェック機関だと。皆さんそれぞれ、自分たちの今度、議会としての権能、役割というものを言ってごらん下さいという、チェック機関ということがあります。確かに宮城県議会の場合は、今言ったような例もありまして、チェック機関としての役割は相当程度、果たしています。よく言われるように県議会と県知事は車の両輪だと言われますけれども、大体多くのところにおいては非常に仲がいいですから、みんなでおみこしに乗って選挙でも担いだりする知事が多かったですと、いつも同じ方向だけ回っている車の両輪だったら、一輪車の方がよほど小回りがきくじゃないかというふうに言っていましたけれども、宮城県の場合は必ずしもいつも同じ方向を向いている車の両輪じゃなく、ときどきぶつかり合ったりしているという意味ではチェック機関です。

それで、私の言い分はこの後、チェック機関、チェックするだけだったら、3人いれば大体できるでしょうみたいなことを言っているんですけども、確かに後から言ってくる夕張なんか、夕張の方、来られているかどうかわかりませんが、北海道から来られていますよね。が、本当はあの夕張市の財政状況ということの悪さというのは、昨日や今日、突然出てきたわけじゃなくて、議員をやっていたら、5年前、10年前からわかっていたはずなのに、なぜそれがちゃんと住民に伝わるようにチェックしていなかったのかということがあるので、チェック機関としての役割というふうに言われると、大事

だよなというのはわかるんですけども、私が言うのは、それだけかというようなことです。

その裏として、立法機関でもあるわけですね、地方議会というのは、その権能がほとんど果たされていないと。条例のほとんどはというか、すべては、当時は宮城県議会では知事提案です。その知事提案に対してほとんどイエスと言うということで、よく議員のことをローメーカーといいますよね。ロー、法律をつくる人ということなただけけれども、実際はローパサーというふうに揶揄されたりする。右から左に通すだけというふうに言われていたし、それから当然ながら議会には条例提案権というのがありますけれども、それが行使されたことがないといったのが、1998年に宮城県議会では大きく変わりました。1998年の議会で2つの条例が成立したんですよ。画期的だと言われました。宮城NPO促進条例、宮城暴走族根絶促進条例という2つ条例が、議員提案として提案されて成立したんです。久しぶりのことです、画期的ですというふうに言われたんで、スタッフにどのくらい久しぶりなんだと聞いたら、知事、五十何年ぶりでございますと、こういう政策的な条例が議員提案でできて、成立したというのが戦後初めてという、そういうことだったんです。ただ、初めてということが大事です。最初の一步、2つですけども、初めの一步、二歩で味をしめてというより、やはり条例の提案というのは結構大変なことなんですけれども、やってみたらできたということが弾みになって、それから10年間で18本だったか、議員提案の条例ができて、さっき言ったように三重県議会と1位、2位というのを争うというふうになったということで、新しい出来事ではありましたけれども、立法機関としての役割、しかもそれはローパサーだけではなく、実際に条例を提案するということまで含めて、宮城県議会は大きな一步をしるしたということがありました。

ただ、これは宮城県議会のことではありませんけれども、あるところで、僕、話に行ったときに地方自治の話をしてくれと、市民相手に。一般の市民ですから、今日は特殊な市民ですか、そうじゃなくて専門家じゃない一般の市民の方に三位一体改革はとか、地方分権はとかといったって、ぴんと来ないだろうということなんで、物すごくはっきり言ったら、特に地方議会の頭に置いて。ある県だけれども、群馬県の館林市なんですけれども、群馬県館林市でこういうふうに言ったんです、市民の皆さんに。明日館林市議会なくなるんだって、誰か困る人はいますかというふうに振ったわけです。一般の市民の方は誰も困る人はいないだろうと。誰か困る人はいますかと言ったら、はいと手を挙げた人がいるんです。あんた誰ですかと。館林市議会議員ですという人が1人いましたけれども。それ以外の方、中には、浅野さん、館林市に市議会ってあったんでしょうかまでいう人がいたりして。これは館林市だけの話ではありません。皆さんのところも、多かれ少なかれ、程度の差があれ、一般市民の議会に対する認識というか、正直本当に低いです。あったんでしょうかまで言う人はいませんけれども、明日なくなるんだって、困りますか。考えてみたら別に困らないよなというのが正直なところかもしれないと。だからなくてもいいと言ってるんじゃないですよ。ということこれから展開します。

これから、あるべき姿。三重県に今こうやって来ています。三重県議会の動きということも知らされ

ました。平成18年12月だったっけ、その議会基本条例というのができた。内容からいっても画期的だと思います。それで三重県に限らず、県議会に限らずですけども、今そういう議会、いくつかの限られた議会ですけども、やっていることは何かと云えば、さっきこちらの野呂知事がおっしゃった、これは創造的な活動だと思っておるわけです。つまり、地方自治法というのがあります。地方自治法を解釈してこういうふうな議会のあり方にしようというのではなくて、地方自治法というのがありながら、そこから新たな地方議会の役割というものを創造していく作業というのをやっているというふうに見えます。

私の浅学非才な身でいうと、地方自治法の立法者は地方議会をどういうふうに位置づけていたかという、単なる承認機関ぐらいにしか考えていなかったのではないかと、思われる節が多分にあります。とにかく知事とか市長というのがいて、それがぼんぼんと進めていく。これじゃまずいだろうと、それで一応地方議会と、みんなから選ばれていく、議員さんからなる地方議会というのをやって、それが知事、市長の提案するものについて、何か文句を言うと。いわばチェック機関というのがせいぜいのもの。立法機関なんていうことはほとんど考えていなかったかもしれません。少なくとも大きな期待はしていなかったというのが、地方自治法、新制地方自治法の立法者の思いでなかったのかというふうに思っているわけです。

そうやって位置づけられているという中で、こういう新しい動きが出てきたということなんで、これはその方向性の良い、悪いは別として、私は全面的にいいというあれですよ。だけれども、この運動そのものは創造的な運動であります。これは解釈論じゃなくて、私はそのもの自体が政治だと思っています。今の動きは、そのもの自体が政治。そして、日本の地方自治というあり方に新しい一石を投じる以上だね、大きな石を投じるみたいな、そういう状況であるという認識を、まず持っています。だから、やっている人にとってはある意味、血沸き、肉躍ると思いますよ。怖いというものもあるかもしれませんが、怖いなんていうことを考えたら議員なんかやっているはずがありませんから、多分何か創造的な行為ではないかと思っているんです。だから、それが良いとか、悪いとかは別として、地方自治法に照らして正しいか正しくないかという議論そのもの自体が、何か変だなという感じがします。それは解釈論ですから、地方自治法をじっと見て、九十何条のあれからいってという、そういう話じゃないんです、多分。何も無いところに、また新しいことをやっている。

そこで、べき論です。そこで、べき論を言うときに、これは前の三重県議会の議長さんがおっしゃったのか、現の萩野さんがおっしゃったのか忘れちゃったけれども、議会はオール野党であるべきだと。なるほどなと思いました。実は議会はオール与党になりがちだというわけですね。それだったら、与党と野党と適当にまぶしてということかもしれませんけれども、ある意味では、そもそも二元代表制という言葉にあらわされているように、代表が2つあるわけですから、当然ながら、それは別な存在、もっとわかりやすくいうと、ある意味では敵対ですね、敵対的なことが、少なくとも予定されている存在とし

ての地方議会ということなんです。それはやはり野党ということなんです。むしろ地方議会はオール野党という立場であるべきだというような話は、改めて言われてみると、なるほどなと思ったりします。

そういうふうになった場合の今度チェックですね。さっきはチェック機関ということだけで甘んじているということはいかがなものかみたいなニュアンスで申し上げましたけれども、チェックということで、さっき言った夕張市のことをちょっと挙げました。本当に夕張市議会がチェック機関としての役割を果たしているとすれば、あんなふうにはならなかったでしょうと。実際に破綻したかもしれませんよ。だけれども、少なくとも市民が、えーっ、そうだったのという驚きはなくて、別な対処の仕方があったかもしれないとすれば、やはりあのときの夕張市役所の責任もありますけれども、夕張市議会の責任というのも小さくないというのがあるんで、そうすると、地方議会のチェックというのがどうあるべきかというのが、少し出てきますね。簡単に言えば、まじめにやれよというようなもんですね。

あともう一つは、若干言いにくいんです、私の立場として。東京都議会です。具体的なイシューとしては新銀行東京です。去年もめました。1,000億の出資金を東京都が出して大々的に始まったのが新銀行東京です。当時、できた頃の直前ぐらいは貸し渋りというのがあって、東京都の中小企業の人たちが大変疲弊していたと。ほかの大銀行は貸してくれない。いろいろな保証とか何とかで、面倒くさいことは要らないと、迅速にそしてとにかく的確に融資を行う、そういう銀行が必要だといって、新銀行東京、1,000億、東京都が出資してできました。その1,000億を出資するとき一体都議会はどういう役割を果たしたのかというのは一応置いておいても、これがあつという間に赤字になってしまふ。ほとんど出資金を食いつぶすと。それで400億円をさらに追加出資をするという案件が去年出されたわけです。400億円。400億円を1,200万で割ると、たしか1つ3,000円ぐらいですね。そうすると、4人家族だと1万何千円、小さくない額なんです。当然400億円の出資というのは天から降ってくるわけでもないし、どこからか湧いてくるんじゃないで、最終的には都税で賄われるお金です。

ところが、あのときの動きを見ていると、結果的にはすーっとというか、通ってしまいました。与党である自民党、公明党がそのまま通しましたから、民主党は反対していましたが、通ったということなんですけれども、あの時に別な問いかけをされたらどうだったんだろうか、都民の皆さん。あれ僕は都議会が通してということの問題にしているんじゃないで、あの時に都民の方々がほとんど関心を持たなかったということについての、大きな戸惑いとか、もっと言えば怒りみたいなものがありました。あのときに400億円の追加出資、1人3,000円よと、現実になんか賄わなくちゃいけないから、このために来年度だけですけれども、都税を引き上げますよというふうなことをセットにして提案されたらば、どうであつたんだろうかと。一般の都民は多分ふざけんなよと言ったと思います。それは、認めるにしたって、いろいろな条件もつけたと思います。

それで、ちょっと飛びますけれども、今日何回か繰り返したいと思いますが、民主主義の話なんです

ね、これは。地方議会ももちろん民主主義の代弁者として。民主主義のぎりぎりぎりぎりの本質はこれなんです。お金というか税金なんです。税金なんです。去年、片山善博さんも言っていたようです。地方議会のやるべきことは減税だと、減税の条例を出しなさいと。今は確かに増税ということと言えるような状況ではありませんから、減税。いずれにしても、税金というものは権力そのものです。無理やりとっていくんですから。それで、住民一人一人にかかわっていることです。今の場合だったら増税ですね。400億円、これも片山さんの話で夕張市で谷底に観覧車ができたと、彼の話ししているのを聞いて、会ったときに、片山さん、本当に夕張って、谷底に観覧車があるのいったら、あったというんですよ、それが。谷底に観覧車、あっ、おもしろいなという話じゃないんですよ。谷底に観覧車ができるにしたって、多分何億円かかります。最終的には夕張市民が払うべきものですよね。そのときに、じゃあ、この観覧車造るのに1人当たり3,000円という税金をかけることによって、これ造りましょうというんだったら、ちょっと待ってよと。そんな谷底に観覧車造るくらいだったら、ほかのところのこういう事業の方がいいとか、そもそもそんなのは造るべきではないという議論になったでしょうということで、実はそういうような条例みたいなことになっていくのにかかわるのは地方議会だということで、あちこちになってあれですけども、チェック機関というときの、チェックの本当のぎりぎりの本質は、何かこういことをやっていることに、けちつけるとか、おかしいんじゃないかとかというよりも、ぎりぎりは税金だと思います。税金、減税。それから人です、人。

例えば何とか県の職員、ちょっと多過ぎるんじゃないかと。結局それは、歳出の削減にもなるわけで、こんな同じことやるのに、こんなに人は要らないんじゃないかと。そんなことを多分、本当に県庁側から本気で出るといのはなかなかないですよ、ぎりぎりのところは。それはオール野党としての議会として、そういう提案をして、減税に持っていくとかということが期待されているのではないかとということです。

その意味では、今チェック機関の話をしていきますけれども、チェックのする仕方の問題なんですね。もちろん個別の、ある事業についてチェックするとか、それから今のあれでは不祥事みたいなものですね、文句を言うとかいうようなことも確かに議会の役割としてありますけれども、私の言い方としては全般的な特に財源のチェックみたいなものということ、絶えず監視してやっていくのが議会の役割ではないかということ今思っています。

チェック機関というところは、それにして、あともう一つ、立法機関としての役割ということをやはりもっと使ったらいいんじゃないかと、せめて宮城県議会並に、せめて三重県議会並にということで、数打ちゃいいというものじゃありませんけれども、この中にもし、今日来られている方々はそうじゃないと思いますけれども、去年の1年間で議員提案の条例が1件も提案されなかったといったら、それは本当に恥ずかしいと思うぐらいに、全体変わってほしいなというふうには思います。よく言うんですけども、おれもそう思っていると、だけれども、おれは多数派じゃないから、提案したってつぶされて

しまうんだというふうに言う人がいます。じゃ、提案したんですか。6分の1あったら提案できるんでしょう。6分の1くらい議会の中でお友達ができなかったら、議員やっている意味がないじゃないですか。つぶされてもいいんですよ。提案はできるんですから、提案してつぶされたという実績を作るべきだと思います。そうすると、そんな小会派でさえ、条例を提案しているということが積み重なっていくと、多数派は、もしやっぴいなとすると恥ずかしくなりますよ。少数派でさえ提案しているのに多数派がそういう議員提案条例を出すということがつゆぞなかつたとなると、やはり市民からもどうしているんだという声も出てくるでしょうし、多分仲間内で恥ずかしく思う。それで変えていくということもあるので、ついでになりますけれども、少数派であって、どうせつぶれるからといって、行動を起こさないのはいかなものかということもあります。

もう一つは予算です。もちろん予算編成権というのは首長にしかありません。議会は首長から出された予算案を承認するだけ、もちろん修正というの、三重県議会でも、久しぶりに五十何年ぶりにあったようですけども。ということもありますけれども、編成権自体は首長にあるということなんです。私は、議会は予算編成にもうちょっと首を突っ込んでいいと思います。かかわっていいと思います。コミットしていいと思います。それはもちろん形式的な編成権はないんで、私が言っているのは実質的なことです。どうやってやるかといったら、それは議員さん、または議員さんの固まり、会派でもいいし、あるいは政策集団が県庁の、例えばある課の課長なり、それをつかまえて、それとつるんで新しい予算を作ると、要求するのはその課長が知事に要求とかするんで、そのときに前さばきのところで、一緒につるんで、議員さんと役所の人とやるというようなことをやったらどうかと。

ただ、私が現職の知事だったとしますよね、もしそういう現場を見たら、この役人は左遷します。何だと、議員とつるんで、しょうがないなと。言わないで陰険に飛ばしますね、多分ね。それは何がポイントかという、つるんでということですよ。つるんでという語感で、うんといいなと思う人はいますか、いませんよね。そういう場合にどうするか、英語にすればいいんです。コラボレーションと言えばいいんですね。ああ、そうなのかと。これは実は言葉の問題だけじゃないんです。つるんでというのは水面下で何だか、ぐちゃぐちゃ、わけわかんないよというのを含んでいます、つるんでというのは、非常に陰湿なというか、非情報公開みたいなもんですね。知事にも知らせずということでしょう、ひそかにという意味でしょう、つるんでというのは、だけれども、コラボレーションというのはオン・ザ・テーブル、公明正大、晴天白日、何かわかんないけれども。それはちゃんと、それは知事なり市長も知っていると、この議員とここがちゃんと相談ずくでやっているというのを知っているということで、内心ちょっと苦々しく思っている、ばんとやられると、話し合いするのが何で悪いんですかと、どっちかに言われたら、だめだといえないじゃないですか。そうやって公明正大に議論をしていって、そして、実際には課長なりが県庁内で予算編成のときに、知事から、かっぱらってくるんじゃないで、予算を獲得すると。そうすると、予算の獲得ということは施策の実施ですよ。それで、こんなことを言う

までもないですけども、予算にかかわるといのは、おれの家の前にこの道路を直すための予算をこっちに持ってこいという意味じゃないですよ。個別のでき上がった予算をどうこうじゃなくて、予算案を作るというときにかかわりなさいという意味なんですけれども、言うまでもありませんが、そうやってできちゃったら、それをおれがとった、おれが作ったと言えればいいんですよ。宮城県議会浅野史郎議員とすれば、おっ、浅野、おれがこの予算をとったんだと、吹聴すればいいんです。我々の会派、新風みらいとか何とかといって、これがこの予算をとったんだと吹聴すればいいんです。条例もそうですよ、議員提案の条例ができたなら、その中心になった議員さんは名前を売ればいいんですよ。アメリカの立法は大体固有名詞がついているんですね。何とか法というふうに、マスキー法か、というような。これはもちろん正式な名称じゃありませんよ。正式な名称はHR何とかといって番号がついてる法律の名前があるんですけども。固有名詞をつける。固有名詞をつけて吹聴すればいいんです。実は固有名詞をつけて吹聴しろということは、次の後の方につながってくる、議員は何で勝負するのかということでもつながっていきます。立法、条例を作る、それからさらに予算を作るというのにも、議員、または議員の集団はかかわっていいし、かかわるべきだし、それも公明正大にコラボレーションをしながらやっていくということによって、政策集団としての議員、議会というのが形成されていくということですね。

途中でちょっと挟むのが、地方分権という流れの中での議会の役割という話なんですけれども、これは実は、こんな話をしようと思って用意してきたんじゃないで、私が地方自治について一般の方に話すときの、これテクニックがいるのよ、ここに立ってしゃべらないというのも一つなんだけれども、こうやって寝られないということを目指しているだけじゃなくて、おもしろくないんですよ、どんなに話したって。一応地方自治の話、こういっても、三位一体改革と言ったとたんに、一生懸命聞いている人も、かくんと寝るんですよ。見ていてわかるんですから、だから今日は寝せてやろうというときには三位一体改革の話をすることにしているんですけども。

そこで考えたことなんですけれども、これ実際の話です。宮城県に瀬峰町というところがある。これ合併して、今や栗原市になりましたけれども、人口5,000人ぐらいのちっちゃな町です。私が知事的时候に、「ふるさと懇談会・知事さんあのおね」という、タウンミーティングで1カ月に1カ所ずつ、回っていくのがあったんです。水戸黄門をやっているわけです。どこの県でもやっていますよ。早い話が人気取りなんです、こんなものは。一日そこへ行ったからといって、どうなるわけでもないだけだけれども、それで行ったときにいろいろエピソードがいっぱいあるんですけども、瀬峰町に行ったときに、知事が行っているわけですから、要望ないか何か、要望、知事に直接といったら、はいと若者が手を挙げて、「つづさん、うちの町に何でもいから施設造ってけさい」と。これは字幕スーパー、知事さんうちの町に何でもいから施設造ってくださいと、若者は言いたげなんです、これは。「つづさん、うちの町になんでもいから、施設造ってけさい」。私は2つ一応聞きとがめました。「何、造ってけさいって、おれに頼むんない。瀬峰町、瀬峰町長に頼め」というのが、まず最初ですね。2番目が、「何

でもいいからつつこと、ないべよ。図書館造ってほしいとか、こういうような法律作ってほしいとか、美術館造ってほしいとか、何かそういうのないのか」と。「いいんですが、いいんですが。何でもいいから施設造って下さい」と、あくまでも彼は言い張るのでございますという話なんだけれども、それで、言っているうちに、どうも多目的ホールを造ってほしいと。「多目的ホールは知ってるか、無目的ホールっていうんだぞ」と言いながらも、多目的ホールを造ってほしいという話。

ここまでは実話です。そこからは架空実況放送するわけですね。瀬峰町長に頼めと言ったから、その若者が瀬峰町長に頼みに行くんですよ。なぜ架空実況放送かということ、ここで三位一体改革なんですよ。三位一体改革は何者かというのは、皆さんですから、あえて説明しませんが、三位一体改革の大きな本質は補助金をやめるということなんです。補助金の削減じゃありませんよ。補助金の廃止なんです。あのときは3兆円ですけども、実際ある20兆、今18兆幾らというやつを、本当は基本的に全部項目をやめちゃう。その分税源移譲するということなんです、三位一体改革の本当の目標は。だから、それは自治体ごとに補助金をもらって事業をやるんじゃないで、自分の自前の、交付税も含めてですよ、自前の税源と交付税と地方債も、そこで何に使うかということを決めるという状況になるのが三位一体改革の行き着く先なわけですね。それだけ言っておいて、三位一体改革というのは本来の本質の目標ででき上がったということを仮定した、これから架空実況放送です。

若者が瀬峰町長のところに行きます。「町長、多目的ホール、造ってける」と、そうすると、町長はなんと、「いいよ、おお、いいよ」と、「だけどな」と、だけどなというのは大体どういう場合でも、くせ者なんです。「だけどな、いや、造ってもいいんだけど、そうすつと、あそこで町道直すという話、あれはやめっから。ここで土地改良事業、田んぼ直すっていう、あれはちょっと5年、先送り。老人福祉施設、造ってほしいって、あれなし」。「そうすると、それにかかるお金、この3つ足していくと、2億円なんだ、2億円。それで多目的ホール造るからな、それでどうだ」と言ったら、「あっ、じゃいいですわ」と若者は言うんですわ。だって若者はそもそも、「何でもいいから施設造って下さい」という乗りですから。

実は瀬峰町のこの若者は仙台にときどき行って、仙台は田舎の大都会ですから、102万人です、人口。宮城県の人口235万人のうちの42%が仙台市民ですから。瀬峰町からたまに仙台市に行くと、びっくりするわけですよ。ああ、人がいっぱいいる、車がいっぱい走っている。うちなんか犬とか猫しかいないのに、わーって。よく見ると、仙台にはいろいろな施設がある。県立図書館がある、県立の美術館がある、いろいろなホールがある。あーそうか、だから仙台は、こんな発展してるんだと思って、瀬峰町に帰ってみると何にもない。廃れている。そういう施設もない。だからなんだ、だから、何でもいいから施設造って下さいという発想になるわけですけども、そういう発想でいっているから、これをぜひ造ってくださいじゃないんですよ。何かどうも施設何でもいいから造ると、この廃れている瀬峰町も発展しそうだからと。それで、もう一つには、金を自分で出すんじゃないからということがあるわ

けですよ。

これで、今の秩序に戻ります。今の秩序に戻りますと、知事さんに頼むと、私に言ったのも、ゆえないことじゃないわけですよ。だって、例えば2億円のホールを造るときに文部科学省、国が1億円出します。県も5,000万出します。しかも国から1億円を引き出してくるというのにも県知事さんに口ききを頼むというわけだから、知事さん頼みますとなるわけでしょう。残りの5,000万、こんなものは子や孫に地方債として、借金して造ればいい。今の自分たちはほとんど負担なしに、こういう多目的ホールができるということで、「知事さん、造って下さい」となるわけですから、その程度の乗りで言っているんで、今度は三位一体改革がなった場合の架空実況放送でいくと、あれはやめる、これは延ばす、これもやめると、集めた金でこれ造ると言われると、もういいですわとなるのは当然でしょう。

これは何を言っているかという、今の秩序はあれもこれもということですね。あれもこれも補助金もらって造る、これも補助金もらって造る、これも補助金もらった事業。もちろんこっち側で払っている分もあるんで、そう無尽蔵にはできませんけれども、一応補助金がついたらやろうかということで、あれもこれも、これもあれもと、わーっというふうになっていって、事業ができてきます。しかし、三位一体改革、補助金なくなりますと、自前の財源ですというふうになっていくと、当然ながら、あれかこれかです。多目的ホールを造るんだったら、あの事業やめる。これやめたといったら、ほかのをやるよと、当然ながらそうなっていく。政治というのはそういうもんなんです。そのスケアスリーソース、横文字を使うね。限られた資源をどう分配するかということが政治そのもの。あれかこれかというのはその議論。そこに地方議会の出番が当然出てこなくちゃいけないわけですよ。今の議論においても、住民というのはみんなばらばらですよ、思いは。どうしても老人福祉施設を造ってほしいという人もいるけれども、それは道路造ってほしいという人と同じじゃないかもしれない。あれかこれかの中で引張り合いをやるわけです。その利害の調整をどうやってやりますか、どこでやりますか。知事なら知事、町長なら町長が1人でやっちゃうんですか。そこで議会が出てきます。議会というのは1人じゃないんですよ。これまた後から言いますが、小さな町だって、20人とか30人とか、十何人、今大分少なくなっているけれども、でも、それは多元代表制です。いろいろな住民の中のいろいろな利害のある人の集団というのに大きく支えられて、店を張っているという人たちが複数いる。そうすると、あれかこれかという議論を何とか収れんさせていくためには、地方議会というところでの作業が、どうしても必要になってくるんですよ。

そうすると、まず単純にわかることは三位一体改革、いわゆる地方分権、財源上の地方分権というのが本当に完遂していくと、地方議会の出番は多くなるんです。地方議会の役割は嫌でも、嫌ということはないですね、うれしいことに高まるんですよ、それは。であるにもかかわらず、私はちょっと、今日いる人でない人に言うんですけれども、どうして、本心では地方議会議員の方は地方分権とか、三位一体改革に、おれほど夢中になってくれなかったんだということがあられるわけですよ、ちょっと、それは。

それはちょっと別として。一人一人の議員を選挙でどうやって選ばせるのかということ、大体は人的関係、高校の先輩だとか、あの地域のとか親戚とか、あとは誰々さんに頼まれたからみたいなことなんだけれども、それとか、あと、いやー、あの先生ね、すごく気安い、夏祭りのときは一緒にゆかた着て、踊ってくれるんだよ。酒強えんだ、何ぼでも飲むんだから、カラオケがうまくてよとか、そういうことだったりですね。そこに政策とか、政策立案能力、こんなもの邪魔だ、邪魔だとは言わないですけども。それは住民が悪いんでもない、議員が悪いんでもない、そういうことが試される場がないんです。せいぜいパイプ、これを政治力みたいなもので、さっきの総与党体制になって、パイプの太さで選挙の際に、おれはこんなに太いパイプを持っているんだぞと。知事なんかと一緒に酒飲むんだぞみたいな、そこまではやらないけれども、そういう持ってきた実績があるよというようなことで選挙をやるといのは、一言で言って、やはり不健全なんです。やっとなんでない時代が来るといのは政策で闘う時代になる。これは今、地方分権という流れの中ではそういうようなことが、よりなっています。それからさっき言ったように、これは答え言ったわけで、条例制定とか、条例の提案ですね。それから予算編成に自主的にかかわるといことで、そこで自慢すればいいんですよ。おれは、うそでもとは言いませんけれども、おれはこの予算を本当に作ったんだ、おれはこの条例を提案したんだといことで誇っていくといことがあります。

政策立案ということていうと、予算にしても条例にしても知事から提案されると、政策立案能力においては知事が勝っているといふうにお思いかもしれませんが、知事をやった私から率直に言わせてもらいます。まず、知事は忙しいんですよ。一日のスケジュールをやると、半分はどこか行って、こういうお座敷で、今日も野呂知事が来られたでしょう。あれだって、ワンオブゼムですよ。ここで言っただけ、何か政策が進むわけでもないわけでしょう、来たって。皆さんよく三重県にお出でくださいましたと。往復の時間合わせたって、1時間ぐらいとられているわけですよ。それがほかにいっぱいあるんですから。一日の半分はそういう、我々は芸者稼業といっています、自分のことを。あっちに行け、はいはいはいといっって、花代ももらえないのに行ったりしたというのが知事。あと、知事室に座っていても、呼んでもいないのに、みんな表敬訪問で来るんですよ。5分でいいですから、5分でいいですから、ごあいさつといっって。5分だって10人来られたら50分よ。それで来られるでしょう。あとは部局から、ご説明といいながら、ご説明も今日こういう大会があるから、その、ロジスティックの、別に、あいさつは何分ですから、浅野先生が来られてどうかといっようなことの説明したりするんで、サブスタンス、政策の中身にかかわっていくよなことといっようなのは、一日の本当何分でしょうかといっようなものです。しかも森羅万象みんなかかわっているわけですよ、そういうふうには。

しかも部局の職員は知事をだましますから、これは、県庁職員の名誉のために、名譽かなんかわかんないけれども、うそはつかないんですよ、職員は。だけれども、本当のことと言わないんですよ。情報の出し入れをするわけですから。都合のいい情報だけ出して、ABCがありますけれども、もうAと決

めてきているわけですから、ABCとありますけれども、Aということがうんと言わなくちゃいけないような情報だけ出していくわけですから。こっちは多勢に無勢です、1人です。向こうは部局は何十人かで集団で、しかもずっと前から、そのことだけかかわっているでしょう。こっちはそのときの瞬間芸みたいなものでしょう。どうやって対応するのということがあって、忙しい、1人で。じゃ、そういうスタッフがいるでしょうと。スタッフといたって、県庁なら県庁のいい席に座って威張っているだけなんですから、本当の話、三重県以外はですよ。宮城県ではね。

ところが、議員さん、宮城県でも63人いました。それぞれ選挙区持って張りついているわけですよ。議員さんの日常活動というのはその地域で、もちろんお葬式だから、結婚式だからとありますけれども、それも含めて、その地域の人たちとひざ詰めで井戸端会議だったり、酒飲んだり。どうしてんだ、何か困ってることないか。うちの嫁がさっぱりいうことを聞かない、そういうことも含めて、そのグラスルーツで住民の方々、何、困っている、いや、後期高齢者医療制度というのが始まったけれども、わずかな年金から保険料取られて困っているんだと。ああ、そうかと。いっぱいこうやって聞いてきて、だったら三重県単独でそういう保険料を低減するような条例を作ろうかとなるかもしれないじゃないですか。それはいろんなことを、そうやってグラスルーツで一人一人に聞いて、そういうような根っこの情報みたいなものというのは議員さんにはないですね。足りないのはそれを政策に変える翻訳能力なんです。実はそれは能力じゃないんです、経験なんです。だから、これが経験を積んでいったら、相当程度能力もついてくるというか、やっていないだけなんですから。そうすると、そうやって本当にグラスルーツの、しかも今の瞬間の何が困っているか、どうしてほしいかというようなことについては、一次情報を得るのは議員さんなんですよ。それを議員さんが集めたもの、1人ではあれだから、同じような志を持っている人で、じゃ、条例化しようか、予算化しようかということになって、これが本当の政策立案で。

そうすると、さっき知事なり、首長と議会はオール野党と、知事から見て、議会は。それとも違うんです。政策に関するライバル関係なんです。政策に関するライバル関係ということで、それは白か黒かというんじゃなくて、いわば善政競争といえますね。どちらの政策がいいのかということ比べ合うみたいなことになって、またお互いに取り入れながらという、そういうような前向きな創造的な関係、議会。それを作っていくのが一人一人の議員ではないかというふうに思います。こうやっていいことだけじゃないですよ。さっき言ったようにあれかこれかとなると、それこそ議員の中で代表しているあれが違うでしょう、やはりバックグラウンドみたいなものは。そうすると、地域とも違うでしょう。ぶつかり合って議論しながらやっていくということも含めて、議会というのが機能していくのではないかとこのように思います。

あと、そういうことでいったときに、議会事務局の話もしなくちゃいけない。皆さん常に思っているでしょう、不満でしょう。いや、いや、浅野さんも何か議員提案のあれしろといったって、そんなことおれたち、あまりなれてないんだと。やはり、スタッフが必要。いいよ知事はちゃんと何千人のスタッ

フ、給料で抱えていて、みんなやらせてあるだろう。おれたちは1人でやらなくちゃいけないんだ。議会事務局だって、こんな議会に、本当に数人しかいないし、彼らだってくるくる変わるし、さっぱり力にならないと、ぼやくでしょう。だから議員提案の条例なんかできないんだと。

知事の立場になったら、どういうふうに思うかという、なんだい、議員提案の条例、1本も出してもいないのに、そんなこと言うなよというわけですよ。そうすると、これはいわゆる、鶏と卵の関係ですよ。これは卵が先か、鶏が先かといったらば、卵が先なんですよ、よくわかんないけれども、それはどういうことかという、まず議員提案だったら、議員提案の条例を出してみなさいと。大変ですよ、最初は。皆さんとかはもう経験あるから、今さらということなんですけれども。例えば、そのほかにしても、実績を苦しいけれども、やってみる。それが評価されなくちゃいけません。評価されていくと、そうすると市民の中でも、こんなことができているんだ、じゃあ、もっとやってほしい。もっとやってほしいといったって、これやるまでに本当に死ぬ思いでやったんだ。議会事務局の人、質を高めてやってもらったら、もっとできるよ。だったら、そうやったらいいんじゃないのというのが、首長にも伝わるでしょう。だからこれは何を言っているかという、実績を作りましょうということ。実績を作るまでは大変だけれども、まず、実績を作って、その上で要求すれば効いてきます。

実は、自分で言っていて、思い出しましたけれども、今議会をどうするか、議会基本条例をどう作るかというようなことがあります。これはこれで大事なことなんです。議会の特に役割を高める。その場合に、本当はサブスタンスというものがないと、それが説得力がない。どういう意味かという、具体的に議会としてこうしたいと。議会の身分を高めるとか、役割を高める、そうじゃないですよ。例えば、さっき言ったように、後期高齢者医療制度で保険料を払うのが大変だという人を救ってあげたいとかいう、そういうイシューでもいいですよ。ごみの有料化の問題について、こういうふうに対処したいと。何かいろいろあるじゃないですか。具体的なイシューというのが。これに対して議会として、こういう判断をしていたりするときに、首長と、幸か不幸か、それが一致していないというような具体的なイシューがあったときに、議会の権能とか、持っているいろいろな仕組みとかというのが問われるんです。せっかくこう思っているのに、議会のこういうような仕組みが制限があるために動けないということになって、本当は初めてとは言いませんよ、そこで議会のあり方を変えるということに、物すごい説得力を持つということなんです。これを僕はサブスタンス、サブスタンスというふうに言っているんですけども。中身がない議論は無意味とは言いませんよ、無意味とは言いませんけれども、まず市民にアピールしない。多分、今三重県も含めてですけども、申し訳ないけれども、ほかのあれも含めて議会基本条例とか何とかと言っていることについての、本当の議論の中身なり、必要性というものが市民、県民にどれだけ浸透して関心を集めているかという、多分非常に限界があると思います。それはそういうような、知らしめる努力をしていないからではないと思います。サブスタンスがあって、そのサブスタンス自体、例えば、あるところに何か造るとか、造らないとか。ある制度を入れるとか、入れないとか

というような市民生活に直接還元するようなことについて、議会は議会としてのこういうポジションを持っている。それが通せないかというようなことになって、初めて議会のあり方について、地に足がついた、本当のダイナミックなというか、議論が起こるんじゃないかということ、ちょっと強く思ったりしています。

それで、最後の方になって議員の報酬の問題、政務調査費の問題、財政難もあるし、さっきのように、議会、何をやっているかわかんない。議会の報酬下げろという話があるでしょう。それから議員の定数を減らせという話があるでしょう。特に僕、議員の定数減らせという話には反対です、それは、それに対して、議員の定数減らすのに賛成の議員さんもいるんですよ。それは僕はちょっとおかしいと思うんですよ。それは実は議員の定数減らせというときに、やることやっていなんだから、減らせといっていることなんですね、多分。今でさえやることやってないのに、議員定数を減らしたらもっとやることやれないようになるじゃないですか。そのファイトバックはどうかというと、やるべきことをやるんですよ。つまりそれは減らすの賛成、反対でなくて、それは言っている方にも一理あるというか。それは、言うとしたら、定数減らせじゃなくて、今の定数でちゃんとやるべきことをやれというふうなことを本当は市民も言うべきだと思っていて、私は単に定数減らせとか、報酬減らせ、報酬減らしたら、なり手がなくなるよ。今より議員のレベルはもっと落ちますよ。むしろ僕は議員の報酬は上げるべきということ、ご本人たちは言いにくいでしょうけれども、上げるべきと。そうしたらなりたいという人がいるじゃないですか。これだけもらうんだったら、おれもやると。なって、ちゃんとそれに見合ったような活動を今ずっと全般、言ったようなことですよ。そういうことをやったらいいじゃないかと。そうなればチェック機関だけで甘んじていられるわけではないんですよ。一人一人の市民、県民の要望に本当にぐっと食い込んでいくようなこととか、それから首長に対する野党として減税みたいなことまでやれる権能を持っていったらば、これは報酬高いとは言わせませんというようなことを、何とか言いながら、あと30秒までこぎつけました。しゃべるネタがあるのかなと思いつつ何とか。この後、私がコーディネーターとして、コーディネーターは楽ですから、はいはいとやっていけばいいんですから、偉そうに。戻りますけれども。

あと、シンポジウムの方に言いましょ。それじゃ、皆さん大変なお忙しい中、お出でいただきまして。話を終わります。ありがとうございました。(拍手)

司会 ありがとうございました。知事としてのご経験などから、大変貴重なご講演をいただきました。皆様、いま一度、浅野先生に大きな拍手をお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

それでは、これより第2部のパネルディスカッションの準備のため15分程度の休憩といたします。2時45分からパネルディスカッションを始めます。2時45分までにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

## 5. パネルディスカッションと会場との意見交換

コーディネーター 慶應義塾大学総合政策学部教授 浅野 史郎 氏

パネリスト 山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭 氏

会津若松市議会広報広聴委員会委員長 小林 作一 氏

栗山町議会議長 橋場 利勝 氏

三重県議会議長 萩野 虔一

司会 お待たせいたしました。これよりパネルディスカッションと、会場との意見交換を始めさせていただきます。始めにパネリストの皆様をご紹介します。

まずお1人目は、皆様より向かって左側より、山梨学院大学法学部教授でいらっしゃいます江藤俊昭様でございます。(拍手)

江藤様、よろしくお願いいいたします。

続きまして、会津若松市議会広報広聴委員会委員長でいらっしゃいます小林作一様でございます。(拍手)

小林様、よろしくお願いいいたします。

そして、そのお隣は栗山町議会議長でいらっしゃいます橋場利勝様でございます。(拍手)

橋場様、よろしくお願いいいたします。

そして、本日のシンポジウムを主催しております三重県議会議長であり、三重議会議会改革推進会議の会長であります萩野虔一でございます。(拍手)

そして、コーディネーターは先程、基調講演をいただきました浅野史郎先生でございます。(拍手)

それでは、ここからは浅野先生に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

浅野史郎氏 これから85分なんです。85分で4時10分までディスカッションで、その後、質問タイムがあるんですけども、85分というのは、この議題でこのメンバーでは大変短いんです。だから、ちょっとせかしますけれども、ということが一つです。

それで、最初10分ずつ、話をしてもらうんですけども、先生は15分ですが。それで、9分30秒、規定時間の30秒前になると、私が立ち上がります。だから、しゃべっている方も30秒以内にまとめなくちゃいけないんだということを、ご本人たちも、皆さんもわかるという仕組みにしますから。それでもまだ、しゃべっている場合はだんだん近づいていくわけです。もっとしゃべっている場合はマイクを取り上げるということですね。

それから、終わった後、一応ディスカッションが終わった後、30分の質問タイムがあります。質問する専門家みたいな人たちですから、ほかのあれとは違って、いっぱい手が上がるんじゃない

いかと。どういうふうにするかという、じゃ、これから質問タイムですとって、はいと手を上げるんじゃないで、ここに出てきてもらうんです。一番早く着いた人から順番にですけども。大体出そろったところで、そこで打ち切りということで、そうすると、30分のときに何人質問があるかといったら、そこであらかじめわかってしまう。だから、もし10人いらしたら、1人3分ですね。1分半質問して、1分半の答えというのが逆算でできる。たった1人しかいない場合には30分差し上げますから。というふうに、ここに来てもらって、皆様に顔を体を全部見せながら、ここでしゃべって質問をしてもらうという、議会方式みたいなふうにしますね。何かここにいすでも並べて、ほかの人、座ってもらうんですかといいましたけれども、たつてのお願いですので、立ってお願いします。

ということで始めます。テーマは議会基本条例の意義と課題ということですので、議会のあり方で、絞って、議会基本条例というもの、みんなここにいらっしゃる方は、それにかかわった方ばかりですので、これから検討中の皆さんも含めて、有意義な情報が得られるのではないかと思いますけれども、議会基本条例の意義と課題ということで話を進めていきたいと思います。

まず、議会基本条例を制定された県、市、町議会からお1人ずつということで、順番が一番遠い順ですね、栗山町、会津若松市、三重県の順に1人10分です。それじゃ最初に栗山町議会議長、橋場利勝さんから10分間をお願いします。

橋場栗山町議会議長 栗山町議会の橋場でございます。

実は、2006年のフォーラムがこの三重県でありましたけれども、私、11月1日でありましたが、ここへ参加をさせていただきました。小さいまちだからできたと言われておりましたので、非常に三重県が制定されて心強く感じたところであります。時間がありませんので、早速本題に入らせていただきたいと思いますが、地方議会の運営というのは皆さんもご承知のように、標準会議規則と、あるいは委員会条例、そして先例、慣例によって、今までは運営されてきたと思っております。ちょうど平成12年に地方分権法が通りまして、国の機関委任事務が廃止されました。これによりまして、議会の責任あるいは権限というものが格段に今までよりも大きくなったことは、皆さんもご承知だと思います。そして、今地方自治を担う首長とともに議会の役割といいますが、その可能性というのは私は無限に広がっていると思っております。そんなことで今、この標準会議規則、あるいは既存の観念、理念、そしてまた解釈とか、それから形式とか、今こういうものにあまりとらわれることなく、やはり地方議会の置かれている二代表制というものをしっかり意識しながら、議会が幅広くこの活動をしようということであれば、当然新しいルールというものが、私は必要になってくると。それが議会の憲法である、私は議会基本条例になるのではないのかなと思っております。

私ども栗山町議会はこの分権法が通りました翌13年9月から、議会改革を進めてまいりまし

たけれども、その一番大きな柱は平成17年に始めました議会報告会でございます。この報告会はちょうど先日4月4日で5回目を終わりましたけれども、最初は町内12会場で、それぞれ13人の議員が3班に分かれて行っておりますけれども、住民の質問、意見というのは8割方行政に対する、そういう要望事項が大方でございました。しかし、回を重ねるごとに住民の皆さんの意見、要望というものはなくなりまして、意見というのはやはり行政に関する政策的な、あるいは専門的な意見に変わってきたなど、そんなふうに思っています。ですから、近年は本当に議員がたじろぐ場合もかなりありますし、当然私どもも、がちんこ勝負で報告会を行っておりますけれども、そう考えてみますと、やはり住民の皆さんもだんだん、だんだん、変わってきたのかなと。いわゆる時宜を得て、そういう意識あるいはレベルも格段にやはり上がってきているという実感をいたしております。

それから私ども、実はこの条例の中に96条の第2項でございますが、これは制限列挙になると思いますけれども、5本の長期計画、中・長期計画を議決事項に追加をいたしました。その中で実は総合計画が今年の4月から、新しい総合計画に変わっておりますけれども、一昨年、実は行政側から示された総合計画の案というのは、私ども議会にしてみれば、非常に十分なものでなかったということで、実は私ども議会として、対案を作ったわけでございます。それで私ども、この条例の中に議会報告会と、あるいは一般会議というものを一つ条例の中に組み込みましたけれども、この一般会議の中で、町側が原案のできた段階でこの総合計画につきまして、いろいろと議会と議論を交わしながら来たんですが、どうもやはり直す気がなかったといいますが、そういうことで議会案を作ったんですが、私どもはその議会案を作ったときに、やはり住民の皆さんにパブリックコメントというものが必要であろうということで、町側の総合計画でありますから、審議委員の皆さんが25名いるんですね。この25名の皆さんに議会案を説明する必要があるだろうということで、実は議場で参与席に審議委員の皆さん全員座っていただき、私どもは議員席に座りながら、この議会案に対する説明と意見を求めました。そういうことで審議委員の皆さんも実はいろいろと審議委員の立場から行政側に対して意見を申し上げたんですが、どうも直らないと、組み入れてもらえることにならんということで、それで私どもが説明したときには、私どもの議会案と審議委員の皆さんが考えている案と非常に近いと。これは議会案の方がいいですよということで、大体おおむね賛同していただきました。

それから、私どもも審議委員の皆さんと、先程言いました一般会議を通じまして、そして、さらに詰めたわけでございます。そういうことで、通常だと議案になる前ですから、事前協議になるんですが、当然一般会議というものは条例の中に定めてありますので、そういうことにはならないと思います。それで町側ともさらに一般会議を通じて、この中身を詰めてきました。それで、最終的には議会案をほぼ認めていただいて、正式に議案として提案なったときには、この議会案、

いわゆる議会案というのは、私どもと審議委員の皆さんですから、町民とそれから行政が三者一体となって、この新しい総合計画を作ることができたと考えております。

審議委員の皆さんも、初めて自分たちの考え方が、やはり町の総合計画に生かすことができたということで非常に感激をいたしておりましたし、皆さん方の意見を聞きますと、議会というのは行政側の追認機関と思っていたけれども、栗山町の場合は違ったんですねと、そういう、非常に私どもとしてはうれしい声を聞くことができた。専門的知見も入れながら、私ども、議会案を作りましたけれども、非常に苦勞してよかったと思っております。

中身のいい条例を作ると、やはりその条例を忠実に実現しようと思えば、私どもは議会の役目といいますが、それを実現するためには、かなり努力をしなければだめだと思っております。しかし、理念だけの条例、これではあまり意味がないと思っております。やはり実体性ある、そういう条例を作る必要があるのではないのかなと、こんなふうに思っております。

あと、今回をさらに条例に、三重県では諮問委員会みたいなものを新たに作りましたけれども、私どもも議会モニター制度というものを作りましたし、さらに条例の中に議会が必要と認めるときには、住民投票できる、そういう旨も入れましたし、また、議会のサポーター制度ということで、地方議会に精通している皆さん方にサポーターになっていただきながら、いろいろとまた議会改革を応援をしていただきたいということで、今日出席の江藤先生にもサポーターになっていただいております。それから、議会が当然いろいろな審議をするわけですから、調査機関が必要でございます。こういうこともしっかりと今回新たに追加をさせていただきました。

議会改革というのは、私は議会が変われば、それでいいというものではないと思っております。やはり改革をすることによって、住民も変わる、あるいは行政の方も変わる、そうして初めて改革が実現されるもんだというふうに思っております。ですから、地方自治の規律をきちっとただしていくのは、やはり住民であり、議会が主導していかなければいけないのではないかと考えております。以上です。

浅野史郎氏 トップバッターは北海道の栗山町議会の橋場利勝議長でした。

続いて、福島県会津若松市の広報広聴委員会委員長の小林作一さんからお願いします。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 会場に皆さん、大変ご苦勞さまでございます。会津若松市議会の小林作一です。

皆さんのところにレジュメが行っているかと思しますので、それに基づいて説明をしたいと思っております。本当に大事なものは条例を作った後のことだと思うんですけども、これから条例を作られるところもあるかと思しますので、簡単に経過等も説明をしたいと思っております。

まず、議会基本条例が作られる背景でありますけれども、決して何も無いところから、ぽんと条例が生まれしてきたわけではありません。もともと会津若松市議会も古くから議会の改革には取

り組んできたわけではありますが、これらはすべて先例集というところにまとめられておりまして、議会内部的な取り決めでしかなかったわけです。ただ、条例は議会だけで作ったわけではありません。市民の皆さんと作った、そのところが大きなポイントになるかと思います。

もう一つの背景には平成17年度後半から18年にかけて、政治倫理条例を制定に向けて取り組んできたわけでありまして、このとき実は合併がありまして、在任特例で60人近い議員がおったわけでありまして、なかなか話が煮詰まらなくて、残念ながら時間切れで、そのときはまとまらなかったわけです。それで、19年5月に30人の議員が選出されまして、当然、議長の選出があったわけでありまして、このとき一つの試みがありました。それは議長選においてなんですけれども、議長の選出は要するに数だけ集めればよいというようなところで進んできたわけでありまして、このとき、初めて議長のマニフェストというんでしょうか、所信を文章にして作っていただいて、それを議員の皆さんに配ったんです。このとき今の田澤議長が当選したわけでございますけれども、この議長の公約どおりに、議会改革を進めてきたわけでありまして。

ちなみに議長の選出につきましては、翌5月に2年の任期ですので、改選されるわけでありまして、ここでは公開の中で所信表明会という名称になるかと思うんですけれども、実施する予定であります。議長から指名された議会の改革案に、素案でありますけれども、これらはうんと広いものがあつたわけでありまして、その中で特に大事な位置づけをされたのが、基本条例と倫理条例であります。その構想に基づきまして、19年7月に議会制度検討委員会が発足したわけでありまして、この組織でありますけれども、特別委員会の設置というようなことも一方ではあつたんですけれども、これは任意の組織にしました。それは理由がありまして、その(2)に載っておりますように、委員会の構成の中に議員と公募による市民、それから学識経験者というようなことで3要素を取り入れたわけでありまして、これらは当然なことながら、条例そのものは議員だけで作っちゃだめだと。当然ながら主権者である市民の皆さんも一緒になって作っていかなければならないという発想のもとに入ったわけでありまして、その効果につきましては、極めて大きなものがあつたわけですね。普通だったら、1足す1足す1で3のところなんですけれども、掛け算様式にもなりまして、市民の委員の皆さん、それぞれ5名ぐらいの力が発揮されたんじゃないかと、そんなふうには受け止めております。2人とも、時にふさわしい人であつたのかな、そういった面では人に恵まれたと思っております。

それから、当初この2つの条例については、基本条例を優先して作りましょうということで、進んできたわけでありまして、基本条例を進めていくに当たって、やはり議員の倫理がこれが尊重されなければならないということから、2つの条例がセットででき上がった、策定されたということが一つの本市の特徴であります。

それから、基本条例の内容の特徴でございます。当初は議会と執行の関係が強められた条例のたたき台があったわけですが、そんなことではだめだと、やはり市民の皆さんを主体に条例を作っていかなければならないと、そういったことから市民参加というものを全面に打ち出したところであります。それから、この条例策定に当たっては市民の皆さんも委員として入っていただいたわけでありますけれども、それだけでは足りないということで、市内6カ所でしたが、意見交換会の試行みたいな形でありますけれども、市民の皆さんのご意見を伺った次第であります。

それで、でき上がりました基本条例の、その後でございます。私どもが一番力を入れたのが意見交換会でありますけれども、この意見交換会の名称であります。当初は報告会というような名称も一部にはあったんですけれども、これでは一方的でしかない。市民の皆さんと政策形成をしていく、そういう前提に立てば、やはり交換会という名称の方がふさわしいだろうということで、交換会という名前を使った次第であります。

この交換会の班別であります。議員30人を5班に分けております。5班6人でありますけれども、実はこの班の構成に、工夫が凝らされております。それは会派、常任委員会、もちろん広報広聴委員会も含まれております。それから期別、こういったものが重ならないように工夫されております。その効果なんですけれども、要するに会派が違う人たち、期別が違う人たちがみんな一緒になって、力を合わせなければ意見交換会が成功しないわけであります。それは、とりもなおさず、議会の一番の大事なポイントであります合議体、それらの伏線になっていく、みんな力を合わせてやっっていこうと。あるいは共通の認識に立って物事を進めましょうといったところの伏線になっているところでございます。

ただ、意見交換会の中でも反省すべきことがあるわけです。今のところ市民の皆様のお考え方を政策形成に結びつけようということで、聞くだけに絞っておるわけなんです。しかし議員の中でもやはり自由に自分の意見を述べさせてもらう場でもあるべきだろうという声もありますし、市民の皆さんの中でも議員のお考え方を知りたいという気持ちもあるわけです。このへんのところを今後工夫を凝らしていかなければならない、そんなふうに思っております。

その意見交換会で出た市民の声を、どうやって政策形成に結びつけていくんだというところから、政策討論会という発想が生まれております。この政策討論会につきましては、3部構成になっておりまして、緊急性の高いもの、極めて重要性のあるものにつきましては全体会でやってみましょうと。その中でも専門性の高いものは特別委員会的な委員会を作って、そこでやってみましょうと。それ以外につきましては常任委員会を基本とした分科会を構成しまして、そこにそれぞれの担当するものを振って検討をしていきたいと思いますということで、現在分科会には8つのテーマが振り分けられております。

全体会の中で一つのテーマだけは、もう終わったわけでありませう。それは水道の包括的第三者委託ということでございませう。これらを緊急性が高いというのは、この3月に議案として、提案されることが明らかであったために、わずか4カ月ではありませうけれども、短い時間の中で、それらに取り組んだわけでありませう。ただ、結果としてですが、内部の成果としては当局の資料だけではなくて、議員がみずから調査した資料、そういったものにも基づいて討論がなされませう。これはやはり二元代表制というところから、理想的な姿であったと、そんなふうにおもっております。

ただ残念ながら、市民の方から見た成果、これについてはどうかということを見ませうと、外部的には全く今までと同様なわけです。原案どおり可決。こういったことがこれから5月に行われる第3回目の意見交換会で、きちんと伝えることができるかどうか、これが5月の意見交換会の課題だと思っております。残念ながら時間が来たようなんです、この後別な形で続けたいと思っております。

浅野史郎氏 時間が足りないんです。この後また、フォローしてもらいますので、全部言っちゃわないように。言っちゃうと次が言えなくなっちゃいますので。

それでは地元、三重県議会の萩野虔一議長、お願いします

萩野三重県議会議長 まず最初に、1時15分現在、ここにお集まりいただいた皆さん、都道府県議会の皆さんが122名、県外の市区町村議会の皆様が97名、県内の市町議会の方が118名、三重県議会が42名、そのほか一般の県民の皆様や首長の皆さん、大学教授の皆さんが65名、それぞれ合わせまして448名の方に13時15分現在、開会時にお集まりいただきました。過去4回で一番多い方にお越しいただきました。冒頭にまずお礼を申し上げておきたいと思っております。これも時間に入りますか。

浅野史郎氏 入ります。

萩野三重県議会議長 私ども議会改革をずっと進めてきたんですけれども、1995年、平成7年から議会改革を始めませう。ですから14年のキャリアを持っているということでございませうして、その当時の議長が岩名秀樹さんですけれども、今日もお越しいただいておりますけれども、今日までずっと三重県の議会改革を牽引をしていただいたと思っております。

まず私は、議会の改革は手段だというふうにおもわなければならないと思っております。改革そのものを目的にしてしまつては失敗するのではないかと思っております。変えてはいけないということをしつかりと意識する改革もあるということは、やはり私どもは考えておかななければならないと思っております。要するに何のために改革するのということをお明確にしておかなければ、途中で勢いが頓挫していくのではないかと常々思っております。

その1995年以来、さまざまな改革といひませうが、議会改革をやつてきたわけですけれども、

やはり基本的な切り口というのは情報公開と住民参加が切り口の大きな一つであったと思っています。議会基本条例を制定前の三重県の取組について羅列的に申し上げますと、まず演壇を対面演壇方式にしました。質問は本会議で一問一答にしました。それから、役選の会議も含めて、すべての会議を県民の皆様にご公開をいたしました。審議会委員の就任をしなくしました、法的なものを除いて、しなくしました。広聴広報活動を充実しまして本会議はテレビと、予算決算常任委員会はテレビ中継をしますし、普通の行政別の委員会はネットで中継をいたしております。視察の見直しをいたしました。それから海外視察の見直しをいたしまして、これは今のところ廃止をいたしております。議員派遣とか政務調査で行くのは大いに行くということなんですけれども、それから県内の交通機関の無料パスもありました。これも返上いたしました。政務調査費は1円以上、領収書を添付するというようにいたしました。応召旅費は廃止をいたしました。出前講座を実施いたしました。県内の小中、高校、大学へ、要請があれば行って、三重県議会の取り組みの様子とかを、講座をさせていただいております。どこでもやっておるかもわかりませんが、傍聴席に手話通訳者を配置をいたしております。それから、当然議長、副議長選挙は所信表明をやってから投票ということになります。やはり車の両輪と先程から浅野先生がおっしゃいました。私は知事とは決して車の両輪にはなり得ないと思っているんですけれども、なり得るとしたら、やはり議会事務局だと思います。議会事務局の充実というのは政策立案能力に大きく関わってくることですので、私どもは衆議院、参議院の法制局へ職員を2年間派遣し、それが政策立案の中心を担っていくというふうなことも考えてやっています。それから、意見書とかいうのを各議会で議決をいたしますけれども、私は地道な取り組みとしては、その議決をしたというのは県民の意思であり、それは重いわけですから、ほとんどのところが郵送したり、東京事務所が関係官庁に持っていったらいいんですけれども、私たち正副議長でしっかりと持って行って、きちっと話をしてくるという地道なことを改革の中で取り組まさせていただいているところでございます。

そんなような経過を含めて、議会基本条例に至るわけですが、先程あいさつでも申し上げましたが、私どもは量的な改革、そこから今後は質的な改革に移行していかなければ、本当の県民のための議会改革につながっていかなければいけないのではないかと考えているところでございます。

そこで、議会基本条例、栗山町に続いて、18年12月に制定をいたしました。自治体の権限が拡大する中で、二元代表制というのを本当に意識して作りましたので、基本条例の中では3回、二元代表制という言葉が出てまいります。見ていただいたらわかると思いますけれども、当然首長と議会との権能は違うわけですが、よく言いますが、私どもは議会基本条例の中で、いわゆる首長との関係は緊張ある関係と位置づけています。それはどういうことかという、

私は、私流に解釈をしているんですけども、民意を競う関係なんだというふうに、私は思っています。ほかのところでは切磋琢磨する関係などというふうなことも書かれているわけですけども、私ども三重県議会としては、切磋琢磨するのは知事とではなくて、議員同士が切磋琢磨するというふうなとらえ方を私はしているところでございます。

要するに、権能が違うし、特性が違う、二元代表制のその特性をやはりどう生かしていくかというところに着目をしたいと思っています。首長は独任制であります。1人で何でもやっていく。私ども議会は合議制であります。それは特性なんです、特徴なんですから、合議制という特徴を生かさなければ、それは本当の二元代表制の権能を強化していくことにつながらないというふうに私は思っているところでございます。合議制というのは二元の一元として議論をすることだと思います。前の知事さんが言われたんですけども、二元代表制、二元代表制といっても、議会はいっぱい会派があって、いっぱい意見がみんな違うじゃないかと。一元対多元だというふうな言い方をされたこともございます。これはしっかり議論をして、県民の意思はどこにあるのかということを議会の中で、特性を生かして合議する、議論することなくして二元代表制の機能は生かされないというふうに思っています。当然です。議員一人一人に何の権限もないんです。議員一人一人、住民から選ばれているからといいますけれども、法律上は一人一人は何の権限もありません、議員は。ただ、政治的影響力は当然ありますけれども、議会がまとまって決定したときに、初めて議会の権能が生きるということを考えれば、権能を生かしていくため、議会本来の役割を果たしていくためには議論が必要であり、それは二元代表制の生命線だと、私は考えているところでございます。

そのために、議論できるために私どもは会期を4回から2回にしました。110日余りの会期から、去年から230日に会期をしております。その中で議員間議論をしっかりやってこようということで、行政別の委員会では、その前は年間43日でしたけれども、去年は107回常任委員会を開いておって、そこで年間計画を当初立てながら、それに基づいて委員会で議論をできる、そういう体制を今作り出しているところでございますし、公聴会も52年ぶりに開きました。52年も開いてないということは錆びたナイフだと思うんです。やっと去年開かせていただきました。参考人招致もいたしました。それは当然県民の意見を県政に反映させていくということでございまして、そのことを通じて、政策立案、提言能力を三重県議会は高めていきたいと思っているところでございます。この4月22日も県立病院改革について、公聴会を予定をいたしておりますので、ぜひお越しいただけたらありがたいと思っております。

専決処分の問題も、これも3月30日に開いておりますから、すべて議会で議決しますし、通年議会にしてしまえば、議会の招集権なんて、最初に知事が開けば、あと議長がいつでも開けるという状況をつくれるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

浅野史郎氏 ありがとうございます。地元三重県議会議長の萩野虔一議長でした。

それでは、今度はそれを全部附款して、全国的な展開をしてほしいというご要望です。山梨学院大学の江藤俊昭先生、お願いします。15分ですね、お願いします。

江藤山梨学院大学法学部教授 結構、時間どおりにやるのはプレッシャーかかりますね。私も司会とかコーディネーターやっていて、3分でやってくださいとか、10分でやってくださいと、人には言うんですけども、実はやらなきゃいけないと、プレッシャーかかります。何とか頑張ってやりたいというふうに思います。

レジュメを用意しています。レジュメを少し見ていただきたいと思いますけれども、今3人の方々の報告を受けると、その外の世界と、ここを一步出るとイメージがかなり違うなという感覚です。むしろこの空間を外に向けていきたいと、改めて思った次第なんですけれども、といいますのは、世論調査では議会に不満を持っているというのが6割ぐらいいるんですね。こうした熱き議会を知らない人たちが、かなり多い中での評価。これをさらに広げていくのが今日のこのシンポジウムのねらいの一つだと思っております。3人の方々から議会の基本条例の制定及び運用について、豊富な内容を話していただいています。それぞれまた具体的にお話があると思えますけれども、きらきら光っている。それをそれぞれの議会でどういうふうに使っていくかどうかということだろうと思います。ポイントの一つ、恐らく、議会基本条例を作ればいいという話ではなくて、もうすでに血肉化しているんだよ。今までもやっていたし、議会基本条例を作ったから、さらにバージョンアップして住民とともに歩む議会を作っていくんだということを一つお話をされているなど実感をしております。

最近議会基本条例に向けての議論の中で、揶揄している方もいないわけではないんですね。今議会が定数だとか報酬だとかということで、批判的になっています。浅野さんは定数なんか下げる必要はないと、明確に宣言してくれています。それはそんなに多い方々ではないんですね。それを何とか乗り切るためにアリバイ的にやっているんだと揶揄する方もいないわけではありません。でも、今後のことを考えていくときに、その血肉化した議会のルールを明確にしていく議会基本条例の制定、一緒にしっかりと作っていきたくて改めて思った次第です。

ちょっと前置きが長くなってしまいましたけれども、少し広い視点から考えたい。レジュメの最初に、「議会が人格を持ちはじめた！」と書いてあります。これは私の言葉ではなくて、全国町村議会議長会の岡本議事調査部長の言葉を最近借りてきている。今議会改革をやっている方は当たり前のイメージになってきたことでもあります。先程、萩野議長も言っていましたけれども、議会としてまとまる必要があるんだと。それから栗山町の議会事務局、今年3月で退職された中尾さんは、機関として(まとまりとして)と書いているわけですね。

議員個人には自治法上、何の権限もないということだと思います。もちろん選挙で選ばれていますから、それなりの住民の意向を受けていますから、政治的な影響力というのはあると思いますけれども、議員一人一人については権限なんかありませんね。議会が一つしっかりと議決してから、初めて議会が大きな力を発揮できるんです。こうしたことが今理解されて、一丸となって行動する、そして地域経営を担っていくということを宣言している、その表現が人格を持ち始めたということになっています。人間でも人格を持っているので、もちろん自分の信念だとか行動、倫理というのがありますね。同じように議会でも、議会道というんですか、議会の道というのが必要になっています。多数者のものが一つになる、議員が多数ですから、それを議会には余計その道を示したものが必要になってくる。それを宣言していくもの、明確にしたものが、それぞれの議会で作っていく議会基本条例だと考えています。この間、たくさんの議会基本条例ができ始めました。

私自信は社会変革だとか、政治変革というのは徐々に進む。楽観的というんですか、少しのんびり構えている方なんですが、議会改革というのは、そして議会基本条例の制定については、まさに私は爆発というんですね、一気に進んできている。これが時代の要請になっていると思います。栗山町議会、そして三重県議会が制定した2006年には3つの議会基本条例が制定されています。昨年12月末には31議会ですか、そしてこの3月には、なんと54議会が2年半で、ここまで議会基本条例が制定されている。

これは恐らく3つの要素があったとっております。1つは分権改革という環境だと思います。地域経営を担っていくけれども、行政と住民との協働ということが今までもあったと。議会はどうしても取り残されていた、蚊帳の外にあった。でも本来は議会でしょうという議論というのが、ようやく出てきたという背景があると思うんです。その2点目には議会は、議会の存在意義というのは何なのか。住民自治の原則に照らしていけば、議会がない、議会が軽視される地方自治というのは考えられるんですかね。首長を選出しないところなんていうのは、世界中見ればたくさんありますよね。議会がないところなんてないと思いますけれども、ちょっと例外は若干ありますけれども、住民総会がこれにかわるということがあり得る話だと思いますが、基本的には議会だということですね。3点目にはネットワークが進んできた。今日もその一つだと思いますけれども、理念を現実にするときにネットワークというのは必要ですね。だから議員同士の勉強会がすごく盛んになった。議員同士だけではなくて、議会事務局間の連絡と申しますか、情報ネットワークというの盛んに行われるようになってきたんじゃないかなと思います。

そういう意味では、今時代が大きく変わりつつある中で、議会というのが重要になった。どのような議会がというのが、今極めて重要になってきて、バージョンアップがそれぞれのところで行われてきている。議会基本条例を作れば終わりというわけではなくて、当初想定していたのが

どうか、私はお聞きしたいところですが、スピルオーバー効果というんですか、議会基本条例を作ることによって、さらに議会改革が進んでいくという、そういう正の連鎖というのが、もう始まり出しているという気がしております。

もう大分時間も来ていますけれども、到達点と意義について、今日は少しお話をさせていただきたいと思います。レジユメの1のところには地方分権時代の議会改革の意義ということを書いております。これは分権時代にやはり議会というのは地域民主主義の根幹なんだよ。機関委任事務がなくなって、議会の権限が高まってきたよと、一般的にはこう言われますけれども、よくよく考えていくと、地域経営を担っていくときに一体誰が責任をとるのか、首長ですかということなんです。地域経営の根幹にかかわる、例えば総合計画、基本構想という言い方に自治法上なっておりますけれども、多くのところでは追加の事件として基本計画も追加している、マスタープランも追加していることになります。計画、予算、そして職員の定数、まちづくりの基本的な方向性のルール、条例などによってですね。こういうものが全部議会が議決しないと動かないものです。もともとそういう制度設計になっている。より分権時代ということですから議会の役割はますます高まっていくということだろうと思います。

それから2番目には、議会はそもそもどういうことをやればいいのか。そうすると、従来型でよかったのかな、もう一度考え直そう、今までの前例踏襲、大事なことは残しながらも、やはり時代に即した議会はどのようなものなのか、そうしたらやはり議会というのは討議する広場であることが再認識されてきたんだと思います。後程お話をしますし、今までも3議会からお話がありましたけれども、従来の質問の場、あるいは追認機関、住民参加を取り入れない、こういうこととは全く違った議会運営がここ数年、日本では始まり出している。その新しい議会のルールを明確にしたものが議会基本条例だということは、皆さんも重々承知していると思います。算用数字の2番目のところに、議会基本条例の意義、1点目は、私は軽く見る必要はないと思いますけれども、従来会議規則120条で会議規則を作るんだから、議会の運営については条例なんかだめだという、つまらない解釈をしていたんじゃないかと思いますが、やはり基本的なことは条例だということで、従来の解釈を突破しているわけですね。だから法律に書いてなくたって、自治の理念からすれば当然だということについて、議会として明確に宣言をする、これが一つの意義だというふうに思います。分権時代の立法のあり方を明確にしたということだと思います。条例にすることで、住民とのキマリになるとともに、直接請求の対象になります。

2番目には、今までお話をした議会の運営のあり方を転換させた栗山町議会を初め、議会基本条例の中身を見ていくと、私はコペルニクスの転換と呼んでいるんです。夜明けの年だと、大森彌先生なんかも言われています。議会改革元年、神原先生なんかも言われています。こうした動きの転換を明確にしたものの意義というのはあるんじゃないでしょうかと思います。

じゃ、どういう内容かについてということですが、従来二元代表制という専門用語からすると二元代表制というのは単に議会を選出するだけじゃなくて、首長もということなんですが、その中身を見ていくときに、1つは合議制が大事なんだよ。第一原理ですね。そして第二原理、萩野議長の方から切磋琢磨という言葉ではなくて、民意を争い合うということがありました。議会と討議を行って、一致団結した議会が執行機関と切磋琢磨する。萩野議長の言葉では民意を争い合う、その権限はという話につながっていくと思います。そして第三原理として当たり前なんですけれども、地方自治体と国政とは全く違うんですね。国民代表制原理を使っている国政と、地域民主主義に根ざして、直接民主主義をさまざま導入している地方自治体というのは、住民参加本来は当然入れ込まなければいけなかったと、それが軽視されてきた。ようやく今、それを本来のという言い方をしているかわかりませんが、徐々にそれが認められながら、議会基本条例の中に明確に入ってきていると思います。

3番目です。議会基本条例の多様性と書いております。今制定されている議会基本条例のほとんどは従来とは違って、今この3つの原則を基本的に入れ込んでいます。確認しましょう。合議制の特徴を生かす。議員同士が自由に討議していきますよ。合議制の特徴を生かす。執行機関の方は独任制なんですけれども、議会の方は合議、合議であるとするれば議員同士が議論しなければだめでしょう。これを入れ込む。それから執行機関と切磋琢磨する。追認機関ではない。質問の場所でも、しっかりと議会が議決権限をさらに豊富化しながら質問する場合も言いつばなしではなくて、聞きつばなしではなくて、相互に議論し合う。だから反問権と言われているものなども導入していくということだと思いますね。それから3番目には、行政が住民参加の、得意なわけじゃないんですね。本来住民と密接に関係するのは議会の方が得意だと思っております。こうした典型の3つを基本にしながら、それぞれ個性がある三重県議会であれば、附属機関、調査機関を設置する。栗山町議会であれば、議会モニター制度を導入するなどのそれぞれの特徴を生かした形で、運用のところではさらに、また特徴が出てくる。おもしろい時代に来ているんだな。さらに豊富化するように、今日も勉強して帰りたいと思っています。

浅野史郎氏 ありがとうございます。一渡り、皆さん、全員ですね、私が30秒ぐらいに立つと、すごく嫌な顔しますね。もっとしゃべりたいんですけども。だから皆さん消化不良でというか、言いたいことを残しながらなんで、次、振ったら多分その続きをやっちゃうと思うんですが、ただ私も聞かしていただいて、私なりのちょっと疑問で突っ込みたいことがあります。それを、それぞれの方に聞きますので、それをお答えなった上で、さらにさっき足らなかったところを継ぎ足してもらおうということなんですけど、それで最初にちょっと、江藤先生、僕も議会基本条例の動きの実態がよくわからないんですけども、さっき54議会がこの年度末ですか、までに、それはたまりの数ですか、つまりというか、この議会で54が増えたというんですか、それとも

今全体で。

江藤山梨学院大学法学部教授 全体です。

浅野史郎氏 全体で。言ってみれば、たった54ですよ。1,700いくつあるわけでしょう、地方議会。もっとあるんだ。プラス47ですよ。約1,800くらいあるわけでしょう。そのうち54議会だけが議会基本条例ができているというわけですね。

そうすると、まだ爆発的にいいながら少数派ですよ。議会基本条例までもっていったというのは。

それで、皆さんにちょっと聞きたいんですよ。今日来られている代表の3議会は早々と議会基本条例制定にもっていったわけですよ。先進というわけなんですけれども、何でなのということを知りたいわけですよ。多分、おれがいたからだと皆さんおっしゃりたいのかもしれませんが、それももちろんあるでしょうが、なぜ、宮城県議会ではないのに、三重県議会なんだと。何で北海道でも180いくつある議会で、栗山町だけなんだという、その要因というのをちょっと知りたいんですよ、率直に。

あと、それぞれの方に気がついたことを言いますが、それについて江藤先生。そのへんは江藤さんから見て、先発したところと、まだぼーっとしているところかなんか知らないけれども、ありますよね。どこが違うんですかね。

江藤山梨学院大学法学部教授 爆発、あるいは一気に進んだという意味は、54という数を少ないと、もちろん割合としては少ないんでしょうけれども、この2年半でこれだけ来た。しかもその制定に向けて動き出している議会というのは、100以上あると考えると、これは少ないと見なくていい、割合としては、歴史のスパンから見ると、かなり早く進み始めたなという実感を持っているということですね。爆発のもう1つの意味は、すでにお話したように、従来の議会運営とは大きく変わってきていることです。

どうしてこの議会が進んできたのかなと、それこそ3人の方々に聞かれた方がいいと思いますけれども、やはりそれぞれの特徴があり得るのかなと思います。条件的には3つぐらいあると思います。財政的な問題のことを考えなきゃいけない、そのときに責任を持たなきゃいけないという環境がまず第一です。それから、三重県議会の場合は恐らく執行機関の北川さんとの関係の中で出てきた話だろうと思います。3つ目なんですけれども、これはやはり分権時代というふうに言われていながら、首長の方が、2点目ともかかわってきますけれども、首長の方が改革派知事とか言われている中で、議会がずっと軽視されてきたんじゃないかと。栗山もそうです、三重県もそうですけれども、若い人たちが、議員が頑張るということもあるんですけど、何期もやっていた人たちが、議会はばかにされていたんじゃないか、頑張んなきゃいけないということで動き出したということも聞いてます。このように、社会環境だとか執行機関との関係、議員の個

性、こういうのが現れながら、一定期間に急激に改革が進んできたんじゃないかと思います。

浅野史郎氏 聞いてみましょう。まずこの順番で聞きますけれども、会津若松の小林さん、何で会津若松の議会なのか。それと福島県のほかの隣接なり、ほかの議会で、会津若松議会はどうか思われているとお思いですか。あのばかたれとか、調子に乗ってとかですね、ふざけるんじゃないとか、それとも、うらやましいとなとかいうようなことも。

それからもう一つ、ついでに随分住民参加で意見交換会だけじゃなくて、政策討論会まであって、会津若松の住民の方というのは、そんなに開けているという印象を持ってなかったんですけども、そうなんですか。住民の方がそれはかなり主体的にかかわっているというのも、会津若松の特性なのか、それとも、どこでもそんなことはできるというふうにお考えなのか、住民参加の実態と要因みたいなことも、ちょっとお触れいただければと思いますが、どうぞ。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 なぜ条例づくりに取り組んだのかということが、まず一つあると思うんですけども、地方分権といわれる中で議会の役割は非常に高まったと言われていたんですけども、私らも議会活動の反省として、議員としては住民と比較的結びつきはあるわけですが、議会と市民との結びつきというのは非常に欠けている、それが実感として感じたわけでありまして。それが結局のところ、さっきわきの方で話になりました定数削減であれ、報酬の引き下げといったところに結びついているんだらうと思います。それらも勝手な言い分ですと、それらを未然にかわす、私の考え方からすればそういうことも含めて、やはり市民に議会がやっていることをちゃんと伝える、これを理解してもらわうわけです。議会と市民がやはり共通の認識に立つ、これがなければ、これからの議会はやはりやっていけないだらうというところが一つあります。

浅野史郎氏 そういう客観状況とか認識というのはほかの議会だって一緒なのに、どうして会津若松議会が先頭を切ったんでしょうかということなんですね。小林さんがいたからですか。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 いいえ。実は私はそれほど熱心じゃなかったんです、当初ね。

浅野史郎氏 そうなの。誰が熱心だったんですか。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 それは内輪の仕掛け人がいるわけですけども。

浅野史郎氏 議会の中に。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 議員の中で。

浅野史郎氏 議員の中でいるの。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 はい。

浅野史郎氏 何で今日来ないんですか。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 来てますよ。

浅野史郎氏 来ているの。どこですか。今日、会津若松議会から随分来ていますものね。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 何人かいますから、手を上げさせてもらっていますか。

浅野史郎氏 そこで、遠慮して、本当はおれなんだけどとって、言わないんですか、今、小林さん。実はいるのね、この中に、元凶が。その言い出しっぺが。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 はい。

浅野史郎氏 その人というか、その固有名詞のその人の影響というのが大きいとお思いになりますか。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 大きいんです。だから、そのほかに議長。

浅野史郎氏 議長。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 はい。

浅野史郎氏 議長も来ているの。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 今日は来れないから、私が来ているんで。

浅野史郎氏 そうですか。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 そういう仕掛けがあって、議長がそれに応える。そういうことですね。

浅野史郎氏 何でこんな聞いているかということ、たまたま54なり100用意しているといっても、大体ぼーっとしている方が多いのに、何でかというと、そういうある程度、傑出した変わり者の議員さんがいるかいないかというのが違いなのですかね。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 一般的のはそういう強いリーダーシップを発揮しているところができていると思うんですが、会津若松市の場合はちょっと違うのかなと。特別いないけれども、いろいろなところで人がいっぱいいた。まず仕掛け人もいますし、議長もいたし、私らみたいに後から乗った組もいますし、それからもう一つ大事なことは議会の事務局がちゃんと乗かって、ちゃんと応えてくれる態勢をとってくれた。

浅野史郎氏 議会の事務局が立派だったわけね。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 はい。

浅野史郎氏 来ているんですか。来ているから言っているんでしょう。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 来てます、3人も。

浅野史郎氏 来てるから言っているんでしょう。はい、わかりました。

福島県内のほかの議会からはばかたれとか、やっかまれたりしているんですか、今。それとも、うらやましがられているんですか。まねしようとしている動きというのはあるんですか。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 多少やっかみ受けているところはありますけれど

も、かなりのところで、気持ちとして乗っかっているという。

浅野史郎氏 じゃ、そんな変わっているわけじゃなくて、ちょっと一步。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 そんなことはないですから。

浅野史郎氏 安心しました。

あと住民参加が随分活発に行われているというのは、僕はすごく特異なことだと思って聞いたんですけども、それは何か要因があるのでしょうかということは、さっき言い残したことを言って、終わってください。あと5分以内でお願いします。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 住民参加ではなくて、政策討論会の方で、ちょっとお話ししたいんです。市民とともに政策形成をしていくというところで、政策討論会というのが位置づけられているわけでありましてけれども、今回特に、第1回目の意見交換会で指摘されました、さっき言いました、議員の報酬、定数、そういった問題が第1回目では強く指摘されたわけです。それにやはり優先的に応えなければならぬだろうということで、今度、委員会を作って検討を始めたところなんです。一番最初にお隣の江藤先生に来ていただいて、議員全体での共通認識を深めてもらおうということで、まず第1回を開いたんですが、その後、議会等が絡んできましたんで、まだ委員会が開かれていません。4月14日、もう間もなくなんですが、第2回目の委員会が開かれまして、そこで実際の議論が始まっていきます。この中では単純に議員の報酬とか、定数だけじゃなくて、会津若松市の議会の将来像、そういったものも見据えて、その上で議員の報酬なり、定数をセットで考えてみましょうということで、話を進めています。それらを常に意見交換会の中で市民に伝えながら、市民の意見を聞いて作っていきましょうと、そういったことでやっていきたいということでございます。

浅野史郎氏 具体的な問題があったから乗ってきたということもあるんですね。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 はい。

浅野史郎氏 その住民の方の。一般論で議会のどうしようかといったって、乗ってきませんもののね。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 まだこれからです。

浅野史郎氏 そうですね。

橋場議長、同じように、どうして栗山町。本当栗山町だって日本で初めてなんだから。橋場さんがいたからと言いたいんでしょうけれども。それと、それに対しての、首長さん、栗山町長さんがそこにどうかかわったのかということと、こういう議会基本条例ができてからの、町長さん側、町長という個人もいらっしゃるでしょうし、町役場がどう議会との関係において、どんなふうに変ってきたのか、すんなり受け止められて、すっといったのか、それともちょっと敵対関係みたいところで、そういう状況もあったのか、あるのかということも、ちょっとふれていただけ

ればと思います。

橋場栗山町議会議長 難しいこと、一切私ども考えていませんでした。ただ、先程申し上げましたけれども、議会報告会というのを私どもやりましたけれども、この報告会やったときには本当は踏み込むのに、非常に私も心配したんですよ。住民の皆さんに、やはり議会に対するいろいろな批判があまり出過ぎても困るなど、そんな考えもありましたけれども、ただ、これに踏み込んだときに住民の皆さんから逆に励ましをいただいたと。そして、むしろこういう試みが非常にいいことだから、これからも続けてほしいという、そういう要望が非常に強かったんですよ。

例えばこれを続けるということになると、やはり条例が必要だと。単なるそういうことで条例づくりに入ったんですが、先程申し上げましたけれども、私どもは分権法が通ってから、実は条例制定まで4年半にわたって、住民参加のいろいろな形の中で改革を続けてまいりましたから、条例を作るのであれば、今までやってきたことをしっかりとこの条例の中に組み込みたいと、そんな思いもありまして、それで、実は大きな目的はこの議会報告会をずっと担保したかったと。議員が変わってもですね。これが一つのきっかけだったんですが、その中ですべて今までやってきたことを、この条例の中に組み見込んだというのが、条例を作るきっかけになりました。当然首長に対する議会との関係もありますから、条例の中には、当然首長とも相談をしてこの条例を作ったわけですが、議会があんまり活発になるとどうしても行政側はやりづらいでしょうね。それはあると思います。

浅野史郎氏 そう言っているんですか。町長さんあたり、言っているの。ひそかに言っているの。ではないかと推測しているわけ。

橋場栗山町議会議長 はい、推測していますね。

浅野史郎氏 嫌がられているわけですね。

橋場栗山町議会議長 当然だと思いますけれども。やはりそれでなければだめなんですよ。私も先程、議会がばらばらであつたらだめだと、議会力というものは上がらないよということですから、私どもとしては共通認識を持てる範囲は、お互いに議員同士で自由討議をしながら、合議制機関ですから、問題の意識を共通認識を持てるところまでは掘り下げて、議員同士で議論します。そして最終的には個人個人の採決になりますけれども、そうしていかないと議会力は上がらないと思いますから、当然そういうことをやっております。ですから首長とは、私どもはこの条例の前文に書いてありますけれども、当然競い合う関係として位置づけております。

それで、二元代表制というのは、私どもこの条例を作る段階まではわからなかったんですよ。ただ、改革というのを続けてきて、その理想の形というのは後で気がつきましたけれども、やはり地方議会というのは二元代表制の理念に基づくなということとは後でわかりました。ですから、条例を作る、そんな難しいことを考えたわけではありませんし、当然住民の皆さんに聞いても、

こんなものは当たり前だよと言われるんですが、最初から条例を作ろうという形ではありませんでした。

浅野史郎氏 伺ってみると、議会報告会というのは一つの転換点みたいですね。議会報告会をやって、住民の方に5回にわたって、こうやったら、むしろ住民の方の声に押されて議会改革条例というふうになったみたい。

橋場栗山町議会議長 そうそう、そういうことです。

浅野史郎氏 栗山町の住民の方というのはほかに比べてえらく水準が高いということはないですよ。

橋場栗山町議会議長 どこも同じでしょうけれども、先程、お話もありましたけれども、住民の皆さんに情報を伝えるという、これがやはり一番大事な説明責任を果たすことでは議会の責任だと思っていますから。

浅野史郎氏 そういうことになったときに、栗山町の議会内でいろいろな、そんなことはないよ、面倒くさいとか、何か異論みたいなことは、あんまりなかったんですか。大勢としてこの基本条例を作る方に、すーっと向かっていったんですか。

橋場栗山町議会議長 ただ、私ども4年半かけて、じわじわとやってきましたから、急に変わったという、そういうイメージは皆さん持っていないと思うんです、議員は。知らん間に、何となく条例ができてしまったという感じですから。

浅野史郎氏 一番うまい方法ですね。男女の関係なんかも知らん間に深い関係に行くみたいなもんで。それとなく行って、わーっとその気になって、気がついたら子どもができていたみたいなもんですね。

橋場栗山町議会議長 議員というのは、やはり住民の目線にふれることが自分の資質を磨く一つの手法でもあると思うんですよ。そういうことも考え合わせて、実は議会報告会というものをやったんですが、結果的には先程言いましたように、相当やはり私ども、この3月議会が終わってからやりますけれども、議会報告会のために、それぞれ議員がどんな質問が来てもいいように、より勉強するわけですから、そういう意味では議員の資質を磨く手法にもなっていると考えております。

浅野史郎氏 住民に押されて、それから、それとなく何となく、だんだん大ごとになっていったと。これがキーワードみたいな気がしました。ありがとうございます。

萩野議長。もう何で三重県かというのは答え出たようなもんで、北川知事の改革、そして当時の岩名議長とのコンビみたいなものというのは、大きいんだろうと思います。

それで、2つあるんですけども、1つは、年間2回議会をやったということで、メリットもある、デメリットはないでしょうかということと、それから議員同士の議論の場、これは江藤先

生もおっしゃっていましたが、これが、基本条例ができた後の新しい展開として、議会内での合意形成をするための議員同士の議論の場の量、質というのがどんなふうになっていったのか、またいくつものなのかということも知りたいと思います。

これも江藤先生おっしゃった正の連鎖、基本条例ができてきて、変わったこと。おっしゃったように目的じゃなくて手段だということですから、ここから始まっていくわけですね。その大きく変わった点で、これまでのところでご報告いただくとどんなことでしょうか。

萩野三重県議会議長 浅野先生が今おっしゃいましたけれども、執行部の方から、執行部の行政運営としてプラン・ドゥ・シーという形で回していくということになると、議会はどこに存在するんだということに、私ども危機感を持ったんです。それから地方分権一括法が2000年に通りまして、それで地方自治といいますが、地方の権限がだんだん拡大する中で、そのような行政運営ということになると、議会は本当に必要があるのかという議論につながりかねないという危機感がございましたので、そういうことになったんですが、しかし私は基本条例以前の議会運営はどうであったかということです。それは議会で規則を作ったり、申し合わせをしたりして、議会基本条例以前は議会を運営してきたんですけれども、その運営が本当によかったのかというところだろうと思うんです。それは申し合わせなどというのはときどきの雰囲気大きく違ってきます。それから有力議員が一言言うと、また違う方向に行く可能性だってありましたし、それから、時の議会の構成、何々党が何名、何々党が何名などという、時の議会の構成によっても大きく左右されてきたと思いますし、時代の流れ、あるいは悪く言えば思いつき。

そして、もう一つ言えば、中央の動向ですよ、中央の政党の動向に影響されるといいますが、地方は独立してやらなければならぬのに。そういうところで、そのときどきに決めていくということは、最初に決めたものと、今決めるものと、理念的に大きく違うのに、そのことが混在している議会というのはどうなのかということ。ですから、憲法的な議会基本条例を作って、その理念に基づいて、これから三重県議会を運営していこうと、私はそのように思っているところなんです。だから、今私は議長させていただいておりますけれども、常に議会基本条例に照らし合わせて議会の運営をしていこうと思っていますし、してまいったつもりでございます。

それから次、2つ目は何でしたかね……。

浅野史郎氏 おっしゃっている議員、議会というのは一人一人は別に権能があるわけじゃないでしょう、議員さん。それで、まとまりがあって、合議体で何か出して何ぼのもんだと。そうすると、当然ながら議員同士の議論、ぶつけ合って、一つの方向をまとめていくということなんですけれども、そうすると、そういう場が必要になりますよね。場というのは実際に今までと画期的に違うように展開されているんでしょうか。

萩野三重県議会議長 私ども先程申し上げましたけれども、年2回の議会にして、230日ぐ

らの会期を要しているんですけども、それもやはり議論の場を作るためというのは大きな要素なんですね。議会で議論するためには議論する課題がある、議論する場がある、そして議論する時間がある、この3つがなかったら、議会内での議員間議論はできないと思います。課題はたくさんありますけれども、まず場所を作るということと時間を作るというのは、やはり会期を長くしないとできませんし、県民の意見も聞けません。公聴会をするのに公示をして大体15日ぐらいかかるわけですから、普通の4回の議会ではもう議会が終わってしまっているという状況でして、議会が会期中だからこそ、議会の議員の権限というのはあるのです。休会なら何もなければですから、その間にするためには議会の会期を延ばさなければならないというふうに思いました。

それから常任委員会の中で議員間議論の時間を作っております。それは先程も言いましたけれども、40何日から100何日ぐらいに常任委員会をして、そこで議論の場を保障していくということ。それから常任委員会というのは少数会派が入っていない委員会がありますから、それは議会全体の議論になかなかありませんから、2名の会派であっても、政策討論会議というのを設けて、特定の課題について、そこは少数会派も全部入っていただいて、議会全体の合意形成を図っていく、そんな場も作らせていただいているところでございまして、そういう場を通してあるんですけども、私は中央集権の名残といいますか、こんな、どうでもええと言われたら、どうでもいいんですけども、いろいろな場へ行きますけれども、まだまだ二代表制とか、議会改革なんていうのは理解されていないなと思う。

特に一番理解していないのは知事部局の執行部の方だと、行政側の方だと思っています。私はいつも知事と一緒にあいさつに行くんですけども、必ず知事が先にあいさつしますね。皆さん違いますか。それは二代表制だからどっちがやってもいいですけども、その次に副知事なり部長なり、何か課長なりが来て知事の紙を持って来るんです、代読とかいって。こちらは住民に選ばれた代表で行っているのに、課長だって、知事代理とかといって、僕より先にあいさつする。そのへんは、どうでもいいことかもわかりませんが、二代表制をきちっと議論していただくためには、このようなことも私は申し上げておかなければならんなと思っているわけで、どうでもいいや、どっちが先にやったっていいですけども、二代表制というのは両方が二元なんですから、そこらあたり住民の代表だということあたりをしっかりと意識して、県民の皆様にも議論していただきたいというふうなことを、そのことを通して思っております。

浅野史郎氏 今、僕は知事をやめたから言います。今の萩野さんの意見は大変正しい。ただ現職の知事だったら絶対反対というかもしれない。難しいところですね。

ちょっと議員同士の、すみません、萩野議長、議員同士の議論というところで具体的に今、目下の三重県議会での 이슈 ですね、議員同士で真剣にしている議論の、ちょっと具体例で、こ

んなやつを今、こんな議論しているという、何か紹介されるものはありますか。内容はともかく、どんなことでも。

萩野三重県議会議長 まず、議員提出条例というのは宮城県に続いて、私ども、2番目に多いんですけれども、そのことを今議論していただいています。10いくつあるんですけれども、生みっぱなし、作りっぱなしではだめということですね。議員提出条例を検証していただく検討会というのを作っております、そのことによって議決の意思どおりに執行部はきちっと運営しているかということ、それから時代おくれになってきてないかと、県民の負担になっていないかということ等を検証していただいて、それをしながら、私は最終的には議決責任のようなものに迫って行けたらというふうに思っています。

浅野史郎氏 こんなことをしているうちに、残りあと9分40秒になりました。あと1回皆さんに発言してもらって終わりなんですけど、それで、江藤先生、今皆さんの話を聞いてもらった感想と、それからさっきちょっと言い残した、レジュメでも議会基本条例の課題という部分がまだでしたよね。ここもちょっと論じてもらって、実はこれが最後の発言になります。

あと皆さんは、こちらの聴衆に向かって、残り時間で、マジ演説をお願いしたいんですよ。まだ、もっとまじめにやれとか、または実際今までやった反省点なりもあるでしょうから、こういう間違いはしないようにとかというのを、多分1分か2分ぐらい、お1人ということで、聴衆、今日お出での方に向かって投げかけてもらうのを、その順番でお願いしたいと思います。

その前に、江藤先生。

江藤山梨学院大学法学部教授 時間考えなくていいですか。

浅野史郎氏 考えてください。実はすみません。3分半ぐらいしかないです。

江藤山梨学院大学法学部教授 わかりました。

それぞれの議会には議会基本条例ができてきた背景というのがあると思うんです。先程は環境と、それから首長との関係と議員の中の意識。つけ加えるとすれば、議長のリーダーシップというのもあると思うんです。言わんとするのはやはり議会がどこを向くかというのが今後の課題かなと思っています。だから栗山町議会の場合は議会報告会となるんでしょうけれども、本当に住民から選ばれているとすれば、住民に責任を持って、どのような議会運営をしていくかどうかというのがポイントになるかなという、ぜひそういうふうなことを考えながら議会改革をやっていたきたいと思います。

ついでにいうと、執行機関が嫌がっているというのは、嫌がるでしょうね、きっと。でも、栗山町の場合は幾つか議決権限をたくさん豊富に追加したとか、説明を義務化したということで、恐らく首長、執行機関の方でも政策能力は数段高まったんだと思うんですね。嫌でも鍛えられる。それは住民のためになってきますから、どこを向くかというのは、やはり住民だなと思います。

議会基本条例の課題ということで、形骸化しないようにと思っています。だから従来やってきた議会報告会を議会基本条例の中に入れ込むということとともに、やはり常に住民の方を向いていく必要があるんじゃないか。だから私は議会報告会という、住民の前に出たのを義務化するのは、すごく大事なポイントだと思うんですね。だんだん議会がしぼんでいくときには、やりたくないものやりたくないというふうになっちゃいますから、義務化していくのは、大変なことなんでしょうけれども、少なくとも年1回は義務化して、今の議会はこうなんですよ。そして、低下したときには住民から批判されるというのは、議会改革と議会の運営を形骸化させない大きな要素になるんじゃないかと。

そろそろ3分だと思えますから。

浅野史郎氏 まだ大丈夫。

江藤山梨学院大学法学部教授 いいですか。

浅野史郎氏 まだ2分半あります。

江藤山梨学院大学法学部教授 そうですね。今議会基本条例の議論をしています。今後数年先でいいんですけれども、議会基本条例を超えて自治基本条例の中に、そのかなり重要な部分に、議会の条項が入っていくというようなものも必要になってくるんじゃないかと思っています。今後も新しいといいますか、議会運営のことが発展するということを期待しています。先程、正の連鎖ということを行ったんですが、もう一言言っていいですかね。

基本的な典型というのは、討議ということと切磋琢磨と住民参加、これを基本にしていろいろなバリエーションがあっていいよという話をしました。個性については三重県議会は附属機関を設置する、調査機関を設置する。栗山町の場合も特殊なものを持っている、政策討論会を会津若松は持っていますけれども、それをさらに運営していくと。運営のところで三重県議会は2期制にしていて、長期にやっていくとか、そして、議長任期も増やしていくんだと思います。そして栗山町の場合は議決の責任を持っていくとすれば、議会の方から総合計画を提案する、先程言われているように。議決の意味を豊富化していくわけですね。そういうような正の連鎖を踏まえながら、そろそろマイクをとられそうなのでやめますが、新たな議会改革が発展することを期待して、終わりたいと思います。

浅野史郎氏 だんだん発展していくというわけですね。条例作っても、もちろんゴールじゃなくて、そこからいろいろ展開していくという、非常におもしろい状況ですね。

さて、残り時間、本当5分になりました。ちょっと延ばして6分にしますけれども、1人2分です。だから1分30秒でまた立ち上がりますけれども、30秒以内でそこでまとめてもらい。3人お1人ずつですね、こちらに向かって、ぜひ訴えていただきたい。一緒に頑張ろうというのが、これは気をつけてというようなことをお1人2分をお願いします。

小林さんから。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 基本条例を作る過程の中で、一つプラスになることがあるんですね。私がさっき、条例づくりにそんなに乗り気じゃなかったといたしましたけれども、これ冗談じゃなくて本当だったんです。ただ、やっていく過程の中で私もえらい勉強させられたわけです。要は新しいこと、あるいは改革、何でもいいんです。条例づくりでも何でもいいんですが、一步足を踏み込む、踏み込むなんて言っちゃいけないな、泥沼みたいだからね。踏み出すことによって、そこから学ぶ、あるいは新しい活動や組織、そして制度、そういったものを作り上げていくものが生まれる、そんなふうにつくづく感じたわけでありまして。ぜひ、まだやっていないところは絶対に条例でなくてもいいと思いますから、一步踏み出していただければと思います。

以上です。

浅野史郎氏 続いて、橋場議長、お願いします

橋場栗山町議会議長 議会はやはり一番大事なことは討議の広場だということですが、当然どこの議会もそうですけれども、執行側に質問して、それで討論、採決で終わりなんですね。討議はあまりしていないと思うんですよ。やはりいい討議をしないとその町のいい議決ができないと、このように思いますから、やはり一番大事なものは討議の広場で十分問題点をあらわにすることが私は大事ではないかと。

それと、もう一つ議会は監視ですね、本当に監視できているのかと。予算についても執行についてもそうですが、それはやはり私どもは平成14年から中長期財政モデル特別委員会、常に10年計画で財政について、ここで協議しておりましたから、当然総合計画、これについても整合性というものがありましたから、総合計画を議会案を出すことができましたが、やはりそこまで検証しないと、なかなか本当に監視する、そういうことができないと思うんですね。ですからやはりそういう単年度の予算だけでなくして、決算だけでなくして、やはり長い目で議会がきちっと検証していくことが大事でないのかなと、こんなふうに今考えています。

浅野史郎氏 ありがとうございます。

萩野議長、お願いします。

萩野三重県議会議長 先程、浅野先生の講演の中で、オール野党だというふうな話をされました。恐らく私どもの前議長の岩名さんが言い出したことだと思いますけれども、我々は今までとかく数の論理にとらわれ過ぎていたんじゃないかと、議会の中でですね。大きな会派があって、過半数以上持ってあって、そこが決めたら決まりというふうな、いわゆる数の論理に、どうしても振り回されてきたんじゃないかと。地方の議会というのは、これからは数の論理から、いわば理の論理といたしますが、政策で勝負をしようよというふうに変わっていかなければ、二元代表制

なんて本当に具現できないんだらうというふうに思っています。そういう意味ではやはり地方議会はオール野党であっていいというふうに思っています。

私ども議会基本条例を作りまして、しばらくの間、都道府県議会ではどこも作ってはいただけませんでした。今6府県で議会基本条例を作っていたいでいるんですけども、これも先程、浅野先生の講演でもあったんですけども、創造力というんですか、創造性というふうなことをよく私は考えるんですけども、そのやはり書いてあることだけを地方自治法どおりにやるのであれば、本当にそれは楽だと思えるんですけども、書いてなかっても県民のためにこれがいいというのであれば、創造力を働かしていく議会でありたいというふうに思っています。それで、私どもたった一つだけ最初は議会基本条例を作ってみましたけれども、それは創造力で作ったかもわかりませんが、都道府県議会もどこも議会基本条例を作らなかったら、やはり変わり者だと思えるんです。ですから、創造力にはやはり納得していただける、みんなに認めていただける、それ、いいねというふうに意義があるというふうな普遍性みたいなものが必要であると思えますから、想像力と、創造性と普遍性、それをあわせもった政策提案といえますか、議会基本条例にのっとった議会運営をしていくべきだというふうに今思っています。

私ども附属機関を作ったんですけども、平成16年10月にですね、構造改革特区の募集が総務省であったんです。それに応募しました。4項目応募しました。三重県議会、これさせていただきますと。これ岩名議長のときですけども、議長への招集権をちょうだい。それから複数常任委員会に所属してもいい。それから附属機関を作れ、専決処分見直せ。これすべて今少し目が出てきているんですよ。ですから法に書いてなくても、禁止されてなかったら踏み出してみるべきというふうに思っています。

浅野史郎氏 ありがとうございます。これで一通り。これから質疑タイムなんです。それで今、途中まだもっとおっしゃりたいことあると、これはまた機会があるんです。この3人の方々はどっちかという議会で質問する側なんです。今日は答弁者になってもらいますからね。さっきのあれを実践してもらおう。質問者がこちらなんです。さっき言ったように30分もあります。今ちょっと押して28分30秒ですけども、質問のある方はあらかじめ登録制なので、ここに来てもらいます。質問するのが商売の方々ですから、遠慮することはないと思いますけれども、あんまり30人も来られたら、ちょっと困るんですけども、その場合には先着10名で切りますけれども。

それじゃ、手を挙げるんじゃなくて、こちらに階段がありますので、登壇をお願いしたいと思います。どうぞお願いします。これは質問者席です。登壇してください。ここに並んでもらって。ここで終わりといったら終わりですから。5名、男女比も大体いいぐらいですね。年齢構成も。よろしいですか。あとおれも行きたかったといってもだめですよ。終わり頃になると出てくる人

がいますね。はい、どうぞ。では6人の方。

それでは、そちらから、一応所属なりを名乗っていただいて、6人ですから、1人5分で、2分質問したら3分の答え。

中氏 和歌山県議会でも中拓哉と申します。いくつかの議会の条例を、今見せてもらいましたんですけども、反問権の使われている実態を教えていただきました。知事や首長等からの反問権があって、それに議員も答えて、どういう成果があったのか、形骸化していないのか、実際かなりのバトルになっているのか。

それと栗山町議会の条例を見て、僕むしろこっちの方に興味を持ったんですけども、議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があるときは住民投票をすると書いているんですね。これが変な話、どんどん進化していったら、ほんまの民主主義になっていっていいんですけども、まあ、議員さん要らないようになってきますよね。議員さんがその町民、住民にいろいろ問題点を明らかにするという意味では、仕事としてありますけれども、最終的にそのとおりの判断を、ここに尊重すると書いていますから、尊重しなくてもいいという立場もあるんかもわかりませんが、こういう画期的な条例がありました。びっくりしました。そのときにこれを、必要なときということを、ぼやっと書いていますけれども、実際どうのことを想定しているのか、また必要なときが起こるときの事態について、何かルールがあるのか、それを教えていただきたいと思います。

浅野史郎氏 じゃ、答えが終わるまで、そこで。

最初に栗山町、橋場議長から住民投票の件について。

橋場栗山町議会議長 住民投票は実は、これ私ども今合併の議論を続けていたんですが、最終的にはだめになりましたけれども、当然、ここを照準に合わせてはおったんですが、最終的にはしなかったんですが、そのほかにも、やはり議会が必要と認めたときというのは、大きな例えば起債など借りるときにも、そういうことがおこるかもしれませんし、本当に住民の関心度の非常に高いものだと、やはり住民の意見をどこかで表す必要があると思うんです。それをやはり参考にとということで私ども考えておりました。

浅野史郎氏 実例はないんですか。

橋場栗山町議会議長 実例は今のところまだ、それを執行しておりませんが。

浅野史郎氏 あっても構わないと。

橋場栗山町議会議長 はい。

中氏 その次は当然、議会の議決でこのマターで聞こうということ、議会の多数決で決めるわけですね。

橋場栗山町議会議長 そうです。ただ、本当はそれ住民投票に従ってもいいんですが、本来的

には。ただ、わずかの差でやはり否決された、可決されたというときは、当然やはりそういう議会の意思というものもありますから、そこはやはりどうなのかなと思ひまして、尊重するという形にいたしましたけれども。

浅野史郎氏 尊重するということは無視することもあるということですね。理論的には。

橋場栗山町議会議長 理論的にはあるでしょうね。

浅野史郎氏 あるんですね。違う判断をすることはある。

反問権はどうですか。

橋場栗山町議会議長 反問権は最初に条例を作ったときに、実は5月でしたから、臨時会で決めましたから、6月の定例会で1回教育長と町長があっただけで、その後、議員の方も気をつけるようになりましたから、当然、反問は出ておりません。

浅野史郎氏 それじゃ、反問権について、萩野議長。ありますものね、規定は。

萩野三重県議会議長 ありません。

浅野史郎氏 作らなかったんだっけ。

萩野三重県議会議長 はい。議会基本条例に反問権のこと、書いてありません。議論もしたんですけれども、反問したけりゃ、すりゃいいじゃないかと。

浅野史郎氏 すりゃいいじゃないかと、規定がなくなったってね。

萩野三重県議会議長 そんな感じです。今のところ本会議場で具体的なそういうものはないですけれども、全員協議会とかで、それらしきものが知事から出てくることはあります。

浅野史郎氏 実態、やればいい。

萩野三重県議会議長 やりたけりゃ、どうぞという感じ。

浅野史郎氏 それじゃ、小林委員長。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 会津若松市は使用された例はありません。盛んにあおっている議員さんもいるんですが。

浅野史郎氏 条例上はあるわけ。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 条例上はあります。

浅野史郎氏 条例上はあるんですね、反問権。あるけれども、使っていない。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 反問権は使われたことはありません。

浅野史郎氏 それは市長がおとなしいんですか。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 逆にもっと厳しくなるからということなんですかね。

浅野史郎氏 あ、そう。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 そんなところでしょうかということ。

浅野史郎氏 実体はないけど。

先生の方から、反問権。住民投票。

江藤山梨学院大学法学部教授 切磋琢磨するんなら当然、反問はあるべきだと思います。今までの会議規則がそういうことをやっていないところがおかしかったんですよ。おかしいのを少し変えようということを宣言したという、普通に当たり前になるような時期に、そろそろ来ているんじゃないか。だからぜひ、会議規則で直してもいいんですけども、まずは宣言として議会基本条例に入れ込む。住民は結構喜ぶと思いますんで、ぜひお願いしたいと思います。

浅野史郎氏 条例がなくてもやればいい。

江藤山梨学院大学法学部教授 もちろん、そうですよ。

中氏 住民投票のことはどう思いますか。

江藤山梨学院大学法学部教授 重要な案件については、住民投票はすごく大事な課題だと思いますから、議会としてそれを尊重していくというのは大事ですね。ただ、栗山の場合は情報をしっかり共有して、議会としても議論するということが入ってきているから、これは意味があるんじゃないか。住民投票に丸投げにしてやりっぱなしじゃないということですね。住民投票の争点についての住民の討議の場を提供するのも議会の役割です。

浅野史郎氏 ありがとうございます。

それじゃ、いいですか、順番で。どうぞ。

中西氏 三重県鈴鹿市議会の中西と申します。

2点ちょっとお聞きしたいんですけども、1点目は議員になってなんですけれども、いつの間にか年齢や期数などで、キャリアとか序列みたいなものが決まってくる部分というのを感じているんですけども、それぞれ議会改革において、合意形成、一つの理解をまとめることが非常に大切だということをおっしゃられたんですけども、その合意形成の過程の中で、そのような序列のようなことで、新人議員というか若手の議員が発言を制限されるようなことはないのか。またそういうなことに対してはある程度ブレーキがあるよというのであれば、仕組みというのをちょっとお聞かせいただきたいんですが。

浅野史郎氏 ちなみに、中西さんは何期目ですか。

中西氏 僕は初めてです。

浅野史郎氏 初めてね。だから質問ですね。わかりました。

中西氏 それともう一つ、直接関係はないことになるかもしれませんが、議会改革をこれから進めていこうというときに、どうしても選挙のところというのが出てくると思うんですけども、国政の方とは関係してくることかと思うんですけども、世襲ということに対して、皆さん、どういうふうにお考えなのかお聞かせください。

浅野史郎氏 今日の議論とあまり関係ないような気もするんですけども、誰か念頭にある方がいらっしゃるんですか。

中西氏 いえ、ないです、ないです。

浅野史郎氏 もし気が向いたら答えてもらいます、いいですか。

中西氏 あればということで、1番目のやつを。

浅野史郎氏 世襲は気が向いたらでいいんですけども。

それじゃ、萩野議長の方から。1年生議員、若手の議員の発言権もちゃんと大事にされるんでしょうかという、1期生の中西さんの当然のご質問です。鈴鹿では無視されているという意味ですね。

中西氏 いえ、いえ、そんなことはないですけども。

浅野史郎氏 どうぞ。

萩野三重県議会議長 私は三重県議会の中でそのようなことをあまり感じないんですけども、発言を制限するというようなことは。

浅野史郎氏 それは議長は感じないけれども、1年生は感じるんじゃない。

萩野三重県議会議長 ですから、先程申し上げましたように、政策でいい政策を出せば、尊重されるのは当たり前だと思いますから、そういう議論をやはりしっかりされることだと思います。これは私より、三重県議会の当選1回目の議員に聞いていただいた方がいいのじゃないですかね。

〔会場から「感じない」と発言するものあり〕

浅野史郎氏 感じないと。何かやらせみたいな感じで、今。

わかりました。信用します。じゃ、栗山町、どうですか、橋場議長。

橋場栗山町議会議長 私も、それは全然うちの議会ではありません。特に私どもは会派を持っていませんし。

浅野史郎氏 会派というのはないの。

橋場栗山町議会議長 会派、持っていません。昔からずっと。

あくまでも議案に対して、是々非々で臨むよという姿勢でありますので、当然1年生であっても、そこは議員として発言するときは同等だと思います。

浅野史郎氏 小林さん。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 会津若松市も制限を加えることはありません。ただ、指導といいますか、こうした方がもっと効果的ですよとか、そういう指導はあります。

浅野史郎氏 なるほど。質問してうちは制限していますという答えが返ってくるはずないでしょう、最初から。いや、でも本当みたいです。

世襲について、どなたかありますか、ありませんね。

江藤さん、いいですか。今のは。

江藤山梨学院大学法学部教授 はい。

浅野史郎氏 ありがとうございます。中西さん。じゃ、めげずに頑張ってください。鈴鹿でね。

盛氏 佐賀県伊万里市議会の盛と申します。よろしくお願いします。

質問は議会事務局の体制整備のことなのですが、ちょっとその前に、3回前からこれに参加させていただいています、連続で。それで三重県議会がこういうことをされているというのは、本当にすばらしいことだと思います。我が佐賀県では絶対にあり得ないなというふうに思っております。

それで、議会事務局の体制整備ですが、それぞれの条例ではその必要性について記されているところですけども、実は今回、うちの議会事務局で大変すばらしい能力のあった職員が異動になってしまったんですね。私は総務部長にかけ合いに行ったんですけども、やはり残念ながらそれが、そういう形になってしまいました。三重県議会では衆参法制局にも派遣していらっしゃるということで、そういうのはやはり市や町では難しいところもありますから、何か条例にこういうふうに定めていらっしゃるって、具体的にされていることがあるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

以上です。

浅野史郎氏 すいません、反問権。佐賀県議会では絶対三重県議会のようになるはずがないという根拠はなんですか。

盛氏 全く改革が進んでないからです。

浅野史郎氏 これから改革があるじゃないですか。あり得ないの、なぜ。

盛氏 いや、やろうとしていますが、もう後手、後手で、もう全然。だからこういうフォーラムを、今度私は帰ったら、佐賀でやりたいなというふうに思っております。

浅野史郎氏 それでいいじゃないですか。ありがとうございます。

それじゃ、議会事務局の人事のことについてね。

盛氏 体制整備のことです。

浅野史郎氏 体制整備のことで、何か配慮されていることはありますかと。

じゃ、三重県から。

萩野三重県議会議長 このようなことを三重県がやっているのはすばらしいと、褒めていただきましてありがとうございます。私も、好き好んでやっているわけではないので、できたら議会基本条例を制定したところで、回り持ちをしながら、底辺を広げていくというか全国に広げていくような方法が一番いいのではないかと。どこも、今年も呼びかけましたけれども、してくれ

ませんでしたので、やむを得ず5回続けてやらさせていただきました。

議会事務局の職員の問題ですけれども、先程、衆参へ派遣をしていると申し上げましたけれども、基本的に今のシステムでは、おっしゃったような形で、大事な人を、執行部の方へ、また人事で行くというのはやむを得んです、今の制度では。これからはやはり、これは全国議長会等で議論をしなければならんと思うんですけれども、議会事務局は議会事務局の職員として、議長が採用する。そういう体制を目指していくというか、作っていかねば、おっしゃることは往々に。私も、そういうことをずっと長い間には苦い思いもしてきましたし、ですから、制度的にどう変えていくかということ、全国の都道府県議会できちっと制度化させる、それ以外に道はないですね。

浅野史郎氏 今制度上はできないんです。議長が議会事務局の職員を採用するとか、自分の手下を採用するというのはできない。制度上の問題、お金の問題。

萩野三重県議会議長 金の問題もありますけれども、制度的にそうじゃないんですかね。臨時の職員は採用しますけれども。どうなんですか、私の言ってる。

浅野史郎氏 やってみたらどうですか。それで三重県がまずたたかれて、みんなが。

萩野三重県議会議長 できるんでしたら、やりたいです。

浅野史郎氏 検討。制度的にできないのか、政治的にできないのか、また別の話かもしれませんが、最終的にはそうせざるを得ないというか。

橋場さん、お願いします。

橋場栗山町議会議長 私はできると思うんですよ。ただ、執行側との軋轢もあると思いますけれども、当然私どもの議会は事務局3人ですから、ですからなかなか3人をずっと退職まで使うという、これ非常に難しいと思いますから、当然やはり本当は県なり、あるいは郡なりでですね、議会事務局を回しながらやる、そういう体制ができればなと思っていますけれども、当然3名ですから、私は執行側に対して、今回、私の今までの局長は退任しましたから、新しい局長は私の意の人を執行側からもらうようにしています。そんなことでなかなか法務の関係は3人じゃ、ちょっと無理な面もありますから、当然執行側の職員だって、これは住民に対しての公僕ですから、そういうものも、私は法務に関しては、執行側の法務担当、協力していただくような体制にいたしております。

浅野史郎氏 中には議会事務局の仕事にやりがいを感じて、私はずっといたいという変わり者、変わり者じゃない、立派な人もいますよね。そういう人は執行部の人事で動かすということに対して、議会側、議長側で守ってやるということではできないですか。

橋場栗山町議会議長 今日局長が来ていますけれども、前局長。これは8年議会に、事務局長でいました。当然そういう人事の関係で執行側の方から、いろいろな意見がありましたけれども、

私の方は受け付けませんでした。当然そういうことでは。

浅野史郎氏 そういうこともできると。

橋場栗山町議会議長 これはもう議長の姿勢だと思います。

浅野史郎氏 小林さん。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 議会の人事では、優秀な人員がうちの方に配置されておりますので、議員の方から苦情ということはないんです。ただ、優秀な人材だけに引き抜きは、役所の中でのね。

浅野史郎氏 議会事務局の方は来ている。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 来ています。

浅野史郎氏 だから優秀な人材と言ったわけじゃないんですね。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 いいえ、そんなことはないです。

引き抜きがありますから、ちょっと難しいですね、これは。ただ、私どもも基本条例、倫理条例、2つの条例を作ってから、いろいろ議会改革に取り組みまして、意見交換会なり政策討論会、あるいは広報広聴委員会というのもできましたし、議員も忙しくなったんですが、それとともに職員が忙しくなっているんですね。私も気になって残業時間等をちょっと調べてもらったんですが、担当するところによっても違うんですが、残業が約1.44倍、有休の消化率は66%まで下がっている。それだけ負担をかけているんで、何とか職員の確保はしてあげたいとは思っておりますが、なかなか難しい。今のところさっきも言ったけれども、議員よりも、議会がよくならなければ、市政がよくなれないというような姿勢のもと、気持ちのもと、頑張ってくれてますんで、何とかやっています。

浅野史郎氏 いき感ずということですね。

江藤先生から。

江藤山梨学院大学法学部教授 議会改革をやるとき、議会事務局をどうするかという。萩野議長は車の両輪という言い方というのは、これはすごく大事なことだと思うんですね。執行機関と車の両輪というよりは、議会と議会事務局がスクラムを組めるかどうか、しっかりとしたというところがポイントになると思います。ご存じのように議長に人事権があるわけですよ。恐らく議会採用というのはできると思いますね。ただ議会費との関係をどうするかというのがありますから、任命権は議長にありますから、そういう改革をやられるといいと思います。

ただ、ずっと議会にいるというと、人事の停滞を招くという議論もなくはないんですけども、その場合、今議論されているのは事務組合の設置、そこからの出向は、やる必要があるんじゃないかと。しかし、この議論の前提に、執行機関に戻っていくというローテーション人事だからだめだという議論があるんです。この間、私、調査をしたんですよ、議会事務局の。そうしたら、

出向されていても執行機関のためにやるわけじゃなくて、しっかり議会で頑張っているんだというのは、通常、議論からすると、執行機関の側につくと言われてはいるんですが、そういうふうにする人はいますけれども、そんなことはないというのが半分以上はいました。その人たちをどうやって育てるかというのが現実的な課題なんじゃないかと思います。今、橋場議長も言われましたけれども、議会で採用するということも大事だけれども、現実的にできない場合、議会として人材育成していかなくちゃいけないわけですね。一つのポイントはどういう議会事務職員が欲しいかということをやっと明確に首長側に言うことと、それから議会としても、車の両輪ですから、一緒になって頑張っていくという、議員自身の姿勢が重要です。議会改革の先進議会には、必ず意欲のある事務局職員がいます。

浅野史郎氏 来週、僕、伊万里市に行くからね。佐賀県古川知事と対談しますので。

盛氏 そのとき同じ質問をします。

浅野史郎氏 同じ質問をするの。わかりました。次、どうぞ。

岡田氏 三重県南伊勢町議会の岡田と申します。

うちの議会も今、この基本条例づくりを昨年20年度からやっている途中なんですけれども、そして11月でしたか、栗山町さんの方にも視察させてもらいました。実は4年前に2町が合併しまして、3年前に町議会議員選挙がありまして、その中で町長に対して、一応11対7の比率で多数野党を構成している町です。そういう中で議会としてのチェック機能の発揮をしようということで、例えば一般質問は議員の持ち時間が1時間、ですから2時間ぐらいされる議員も数人います。それから予算決算委員会は、それまで当時の合併前でしたら、1日、2日で終わっていた予算決算委員会を6日間ぐらいやっています。それから本会議は定例会、臨時会、そして予算委員会、決算委員会、すべてITV、テレビ放映をすべてやっておりますから、十数日ぐらいですか、3月議会でしたらテレビ放映をします。また、百条調査委員会を設置しまして。

浅野史郎氏 なかなか質問まで行かないんですけれども。そろそろですね。

岡田氏 こういう中、果たして今やっているようなことをプラスして、この基本条例づくりをすることによって、さらに能力がアップするかどうか。そのあたりを。

浅野史郎氏 議会の能力が。

岡田氏 能力ですね。チェック機能とか提案機能とか、それがすべて条例づくりをやることによって、さらにできるかどうか。

浅野史郎氏 それは当然、イエスでしょうね。

岡田氏 まだ、具体的なこういうことが条例づくりの後できたというようなこと。

浅野史郎氏 さっきやったじゃないですか、それ。いいです、もう一回改めてね。わかりました。失礼しました。

萩野議長、条例ができて、議会の能力なり、そういうチェック機能なりが格段に上がったかどうかということについては、いかがですか。

萩野三重県議会議長 これは年2回の議会にして、今1年経過したという、この議会の会期の問題も一度検証して、メリット、デメリットはどうかというあたりを、しっかり検証していく必要があるのかなというふうに思っています。

浅野史郎氏 まだ検証はできていない。

萩野三重県議会議長 まだ、できていません。

それから、やはり先程も申し上げましたように、議員間討議の機運というのもまだまだだと思っていますけれども、そういう状況、議会にしっかり作っていけば懸念されるようなことはないのではないかと思います。

浅野史郎氏 答えはイエスですね。橋場さん。

橋場栗山町議会議長 条例を作ったから議会力が上がるということには、私はならんと。その中身だと思いますね。ですから、いかに具体性の持った条例を作るかによると思うんですよ。条例作るとは簡単ですから。ただやはり、これだけ今あちこちで条例ができてくると、その条例の中身がこれからは問われる時代になると。だから、より具体性のある中身にしないといけないというふうに、私は感じますけれども。

浅野史郎氏 中身というのは、またその条例を作る過程もあるでしょうね。

橋場栗山町議会議長 過程もあると思います。

浅野史郎氏 右から左に、何かコピーとって、これだというんじゃなくて。ちゃんと自分たちで考えていくということで結果も出るわけですね。

橋場栗山町議会議長 積み重ねが大事ですね、やはりね。

浅野史郎氏 そうですね。

小林さん。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 特にチェック機能が高まったということはありません。

浅野史郎氏 ないの。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 はい。ただ、これからです。政策討論会をやっておりますが、これらの進展の具合によっては、そういったものが高まってくると思っております。

浅野史郎氏 そういう条件ができたということですね。条例ができて、ぽーんと上がるんじゃなくて、そこから議会が能力を上げるという条件ができた。

江藤先生。

江藤山梨学院大学法学部教授 議会基本条例を作ることが目的じゃないんですけれども、今や

っている議会運営について、いろいろ洗われた方がいいんじゃないですかね。いろいろ洗っていく、その一つの契機として議会基本条例制定に向けて、少し議論するというをやられた方がいいんじゃないかと。

ちょっと今の議会の運営の仕方はわかりませんが、一般的な議会だとすれば。

浅野史郎氏 どこ議会でしたか。

岡田氏 南伊勢町議会です。

浅野史郎氏 南伊勢町議会の岡田さん。だめな議会なんですか。

岡田氏 いえ、いえ、すばらしい議会です。

浅野史郎氏 すばらしい議会。じゃ、基本条例要らないじゃないですか。

岡田氏 これをメンバーが変わっても。

浅野史郎氏 そういう意味でね。なるほど。じゃ、もう基本条例できるじゃないですか。

岡田氏 今、文書作成中です。

浅野史郎氏 そうですか。ここで、皆さんの前で決意表明をしてしまいました、岡田さんです。もう後戻りはできません。ありがとうございました。

はい、どうぞ。

日下氏 神奈川県議会の日下景子と申します。

質問は自治基本条例との関連性なんです。萩野先生と、江藤先生はレジユメの後ろの方に書いてあったけれども、あまりふれられてなかったんで、ちょっと伺いたいと思います。

まず神奈川県では12月に議会基本条例ができました。そして、3月に県で初、自治基本条例ができたんですね。その2つが完成したわけですけども、あまりにひどいのは議会基本条例を作ったときに、私は一人会派なんですね。2人だったんですが、1人亡くなったんで1人になってしまったんですが、神奈川県は会派主義が非常に強くて、9割が大会派なんですが、その人たちだけで議会基本条例を作ったんです。要するに委員を、その人たちだけで。ほかの少数会派はただ意見を聞き置くということだけで、そこからしても遅れているんですけども、そんなような状況で、できてしまったんです。私は三重県の議会基本条例を勉強したときに、とてもすばらしいと思っていて、そういう討論などもしたんですが、結局はただのお飾りのような、名ばかりというようなものとしたか、私は思っていないですね。

今日も神奈川から来たのは私だけだと思うんです。というのは今日は定例議運の日で、議運に皆さん出ているんですが、私は欠席したんです。というのは、どうせ私はオブザーバーだから、出ても仕方がなく、どっちでもいいという存在なので、欠席してこっちに来たんですけども、そのように会派主義が余りにも強い神奈川県議会で憤っているところです。それと質問とはちょっと関係ないんですけども。

浅野史郎氏 何だ。頼むよ、質問して。

日下氏 すみません、違うんです。結局、議会基本条例がこのようにできてきて、自治基本条例も同じように各自治体でできているんですが、神奈川県で率先して作って、知事がかなり一生懸命作ったんですけども、県として自治基本条例というのは本当にいるのかなと、私は思って、パフォーマンス的なところが神奈川県知事にあるので、そこはちょっと本当に必要だったかというのはあるんですけども、三重県はこのように議会基本条例が大変進んで、議会改革も進んでいる中で、自治基本条例というのはどういうふうを考えておられるかということをお伺いしたいと思います。江藤先生にも自治基本条例と議会基本条例との関連性をお伺いします。

浅野史郎氏 これは指名質問ですので、お2人からどうぞ。

萩野議長。

萩野三重県議会議長 自治基本条例は議会も含めるのがあれば、それは2つの基本条例があるということになりますから、それはしっかり議論をしていかなければならないと思いますね。ですから、私は議会基本条例をしっかりと作っていますので、これを超える自治基本条例を作られるのであれば、そのときにしっかり議論をしますけれども、恐らく作る必要は今私は認めていませんね。

浅野史郎氏 そういう動きはあるんですか。

萩野三重県議会議長 ありません。これは私よりも江藤先生に。

浅野史郎氏 江藤先生。

江藤山梨学院大学法学部教授 自治基本条例と議会基本条例がともに制定されている自治体は県レベルでは神奈川なんです。議会基本条例のときに何度か呼ばれて話しています。結構監視能力を高めていく条文が入っているんですね。使い方によっては、すごくパワーを発揮する条例だと思いますけれども。

今のご質問については議会基本条例ができたというのは、二元代表制の中で分権時代に議会の役割を、そしてルールを明確にしましょうよということを議論していく中でできてきた話だと思うんです。二元代表制の運営についてということで、一方では行政基本条例なんて、北海道はありますね。でも、ちょっと考えていただきたいのはそれぞれ最高規範だとか、自治体の憲法だとかとあって、住民にとってわかりますか、というのが結論なんです。私は今のところは地方分権改革の中で、それぞれの執行機関と議会が住民に開かれながら、そのルールを明確にしていって、大事な時代だと思っているんです。でも住民にとっては自治体の運営のあり方、住民との関係はどうしていくかというのを、自治体の憲法というのを一つにまとめていく作業というのは今後大事になってくるんじゃないですか。例えば日本国憲法だって一つですよ。行政憲法があるわけじゃないし、議会憲法があるわけじゃないし。それで、私は先程言ったのは憲法の中でも議

会が重要な役割を發揮するわけですよ。憲法だって議会の方が先でしょう。地方自治法だって議会があって、執行機関なんですよ。だからそういうように議会の役割だとか、組織だとかというのは、自治基本条例に統一して、その中に入った方がわかりやすい。でもなんです、今は分権時代にそれぞれのところが、執行機関と議会が民意を争っている段階で、すぐに1つにしるということはなかなか難しい。まずは試行錯誤をしながらやっていく時代なんじゃないでしょうか。そういう意味では今作られているのをバージョンアップしていく、徐々には統合していく。それぞれ自治基本条例ができたとすれば、その中に議会の条項をどれだけ入れていくかどうかということで、今後の課題として残っていくのかなと思います。

日下氏 ありがとうございます。

浅野史郎氏 自治体憲法は2つ要らないと。

江藤山梨学院大学法学部教授 私は今の段階で2つ要らないと言っているわけじゃないですよ。今は。

浅野史郎氏 今は民意を争うということで2つあって、いずれ1つになっていくでしょうという過程ですね。

じゃ、神奈川県で頑張ってください。神奈川県民として期待しています。

それじゃ、お待たせしました。最後になりますけれども。

岩脇氏 三重県民で津市の一般市民として。

浅野史郎氏 あとは特殊な方ですから、一般市民です。

岩脇氏 岩脇と申します。今現在この津市でも自治基本条例の検討が進められています。それに市民委員として参加させていただいているんですけれども、質問は2点あります。

1点目は、今検討している自治基本条例案の中でも議会の項目のところ、そうしたテーマ別の意見交換会であるとか、そういったものが開かれるようなものが盛り込まれるような形になると思います。あと、議会の方でも議会基本条例の方、議長、特別委員会の委員長の方からも非常に制定に向けて、今後検討を進めていくということでもありますので、政策、特に会津若松の小林さんの方にお伺いしたいんですけれども、やはり政策形成に議会で市民がかかわっていくというのは、それなりにやはり市民も責任があるというか、市民が責任を持って発言するということが必要になってくるかと思うんですが、市民への学習の機会であるとか、情報提供というのはどういう形で行われているのかということ詳しくお伺いしたいということと、あと、ほかの方からもそうしたものの提供の方法とか、あり方について何かお考えがあったらお伺いしたいということ。

質問の2点目は今名古屋市長選の方で、ある候補の方が小中学校区のボランティア議会というものを提案されています。今合併して大きくなった市町村、津市も10市町村の合併ですので、

都市内分権のシステムを入れていこうと、伊賀市さんなんかも実践されているんですけども、住民自治組織ですね、そういったものができてきていると。合併特例法の、地域自治区なんかもそういったものに含まれるかなと思うんですけども、そうしたところで、議事機関が作られた場合、市議会というか、議会と住民自治組織の議事機関との関係性というか、そうしたものはどういうふうに、議会が住民自治組織ができることによって、どういうふうに議会が変質するとか、役割が変わっていくとか、そういったことについて、特に江藤先生からお答えをいただければと思います。

浅野史郎氏 それは江藤先生。あとは小林さんから、市民をいかに育てるか。

小林会津若松市議会広報広聴委員会委員長 市民とともに政策形成をしていく、その過程の中で、おっしゃるように議会がもっている情報をいかに伝えることができるかと。これ正直言って、難しいんです。私どもは今回初めて政策討論会で、さっきも言いましたけれども、水道の包括的第三者委託ということでやったんですね。議会の中で討論した、その結果を住民の皆さんに知らせなきゃいけないんですが、結局意見交換会が年に2回しかないものですから、その場に持っていくしかないんですね。そうすると、市民の皆さんは、こんなの今持ってきたなと、討論しろなんて、そんなできるわけないべと。この次、来たときは見て、ちゃんとやっからなということになってきますが、それも半年後になっちゃうと。とてもできないですね。できるだけ情報をお伝えする方法を、今何とか考えましようということで進めています。本当にご指摘のとおりでございます。これ難しいです。

浅野史郎氏 試行錯誤ね。

それじゃ、最後、江藤先生。

江藤山梨学院大学法学部教授 都市内分権の流れの中で、地域の住民組織というのはすごく重要な役割をいろいろ果たすと思うんですね。政策形成上とか協働とか、いろいろなやり方があると思うんですけども、それと議会のかかわりの問題というのはすごく難しいなと思います。今実際やられているのは、執行機関で首長との関係ですね。全部そちらから吸い上げられて議会が関わる手法がないわけですよ。

でも、本当いうと、利害調整というのは議会は得意とする分野ですよ、そういう組織を育成しながら、議会とどうやってかかわっていくか、むしろそういうところに議会が出向いて行って、意見交換をするという作業というのはすごく大事になってくる。今までは個別の自分の出身のところの意見だった。地域の住民組織のようなある程度公的なものが出てきたときに、それなりのしっかりとした意見を調整する役割、そして決定する役割の議会に、大きく変わっていくんじゃないか。そういうような役割が必要になってくる。これが1点ですね。

もう一つ、世界的にはカナダなんかやっています。今の行政区ごとに議員が選ばれる政

令市だったら、その議員の人たちがその地域のことを考えるという、コミュニティ議会というのがあるんです。そうすると、日本もそういう手法も今の住民組織とともに設計していい時代に来ていると思っています。

浅野史郎氏 最後はちょっと難しい問題ですね、確かに。ありがとうございました。

ということで、質疑を終わって、全部これで終わります。もう皆さん、降壇していただきましたけれども、ご質問していただいた方にも拍手を、改めて送りたいと思います。大変いい内容でした。（拍手）

この後、コーディネーターが総括するとかとっていますけれども、総括する時間も能力もないのでやめます。ありがとうございました。（拍手）

司会 ありがとうございました。4名のパネリストの皆様、そして浅野先生、ありがとうございました。会場の皆様、いま一度盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

それでは皆様、お席にご着席いただきますよう、お願いいたします。ありがとうございました。浅野先生の厳しいルールのもと、またユーモアをまじえていただきまして、議会のあり方について迫っていただいたと思います。

## 6. 閉会挨拶

### 三重県議会副議長 岩田 隆嘉

司会 最後に、主催者の三重県議会を代表いたしまして、副議長の岩田隆嘉から閉会のごあいさつを申し上げます。

岩田三重県議会副議長 三重県議会副議長の岩田隆嘉でございます。

本日はこのようにたくさんの皆さん方が全国からご参加をいただきまして、まことにありがとうございました。

今、全国の各地の皆さん方の中で議会改革について、いろいろと議論をしていただいている、こんなことをつづさに見させていただきますと同時に、皆さん方の熱い思いが、私ども主催者にとりまして、非常に感激をいたしておるところでございます。基調講演そしてコーディネーターをお務めになりました浅野先生、そしてパネリストの先生の皆さん方、長時間にわたりまして、活発なそして建設的なご議論を賜りました、心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私ども地方議会にとりまして、これからの有り様に非常に大きく示唆をしていただいたように感じております。御礼を申し上げたいと思います。今日を機会にいたしまして、これから先、議会改革につきまして、全国各地にこれから先、多くの皆さん方と一緒にあって、真の改革と申し

ますか、真の地方分権を实らせていきたいな、それがために皆さん方と一緒に、これから先、考えてさせていただく、こんなことを考えているところでございます。どうか今後とも皆さん方と一緒に、こういった機会を持って、私ども地方議会をより活性化してまいりたいと思いますので、どうか深いご理解、ご協力をたまわりますとともに、皆様方の今後のご活躍を心からご祈念をさせていただきます、主催者を代表しての感謝の言葉に代えさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

司会 以上をもちまして、第5回全国自治体議会改革推進シンポジウムを終了とさせていただきます。

長時間にわたり、ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。